

官報

號外 昭和二十二年十一月二十六日

○第一回衆議院會議錄第六十六号

昭和二十二年十一月二十五日(火曜日)

午後四時十六分開議

議事日程 第六十五号

昭和二十二年十一月二十五日(火曜日)

午後一時開議

第一 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案(内閣提出)

第二 健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

國際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

農業災害補償法

政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案

一、昨二十四日衆議院規則第十四條但し書により議長において議席を次の通り変更した。

六 降旗 徳弥君

二七五 兵衛縣第三区選出議員

三八三 中垣 國男君

三九一 五坪 茂雄君

一、昨二十四日議員から提出した議案は次の通りである。議長信任に関する決議案(吉田安君外六名提出)

一、昨二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律案

一、昨二十四日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

國際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

農業災害補償法

政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 小澤佐重喜君外三名提出、議長不信任に関する決議案

及び吉田安君外六名提出、議長信任の決議案は、それ〴〵提出者から撤回の申出がありました。(拍手)右、御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 鉱工業委員長から、鉱工業委員会に付託中の臨時石炭鉱業管理法は、昨二十四日午前中に審査が終了したもので、本日午後六時三十分まで、審査期限を延長せられたとの申出がありました。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて審査の期限の延長を許可するに決しました。

この際、六時四十分まで休憩いたします。

午後四時十八分休憩

午後七時三十分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き會議を開きます。

臨時石炭鉱業管理法(内閣提出)

○安平鹿一君 議事日程追加の緊急動議

議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、臨時石炭鉱業管理法を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

臨時石炭鉱業管理法を議題といたします。委員長の報告を求めます。鉱工業委員会理事早川崇君。

臨時石炭鉱業管理法

第一章 総則

第二章 炭鉱の管理

第三章 指定炭鉱の管理

第一節 指定炭鉱の指定

第二節 業務計画

第三節 炭鉱管理者

第四節 生産協議会

第五節 雜則

第四章 協力命令

第五章 損失の補償

第六章 石炭局

第七章 炭鉱管理委員会

第八章 罰則

附則

臨時石炭鉱業管理法

第一章 總則

第一條 この法律は、産業の復興と經濟の安定に至るまでの緊急措置として、政府において石炭鉱業を臨時に管理し、以て政府、経営者及び従業者がその全力をあげて石炭の増産を達成することを目的とする。

第二條 この法律で炭鉱とは、石炭の採掘を目的とする事業場(これに附屬する事業場を含む。)をいう。

第三條 商工大臣その他この法律の施行の責に任ずる官吏及び炭鉱管理委員会の委員は、炭鉱の事業主が、生産協議会の議を経て定められた事項以外の事項について、炭鉱の従業者が組織する労働組合に規定する労働組合と団体交渉をする権限と責任を尊重しなければならない。

第四條 この法律の規定に基づいてした命令その他の処分及びこの法律の規定に基づいて炭鉱の事業主がした行為は、炭鉱の事業主の承継人に対してもその効力を有する。

第二章 炭鉱の管理

第五條 炭鉱の事業主は、命令の定めるところにより、その経営する炭鉱ごとに毎年度の予定事業計画及び毎四半期の事業計画を作成し、所轄石炭局長に届け出なければならない。予定事業計画又は事業計画を変更したときも同様である。

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

石炭局長は、必要があると認めるときには、地方炭炭素管理委員会に諮つて、前項の事業計画の変更を命ずることができる。

第六條 炭炭素の事業主は、政府の監督に従い、事業計画の実施の責任を負ふ。

第七條 炭炭素の事業主は、命令の定めるところにより、事業計画の実施状況を所轄石炭局長に報告しなければならない。

第八條 石炭局長又は石炭局長は、炭炭素の事業主の業務の状況に關し必要な報告をさせ、又は当該の官吏その他の政府職員に、その事務所、事業場その他の場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類、設備その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により当該の官吏その他の政府職員に臨検検査させる場合には、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第九條 炭炭素の事業主は、その帳簿書類その他一切の記録を整理且つ明確に記載し、主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

第十條 この法律の規定による報告又は検査に基き必要があると認めるときには、石炭局長は、全國炭炭素管理委員会に、石炭局長は、地方炭炭素管理委員会に諮つて、炭

炭の事業主に対し、監督上必要な命令をすることができる。

第十一條 炭炭素の事業主は、商工大臣の許可を受けなければ、その經營する石炭炭素の全部又は一部を廃止し、又は休止してはならない。

第十二條 石炭炭素の全部若しくは一部の買入、譲渡若しくは經營の委任又は炭炭素の事業主である会社の合併若しくは解散は、商工大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十三條 特に必要があると認めるときには、石炭局長は、全國炭炭素管理委員会に、石炭局長は、地方炭炭素管理委員会に諮つて、炭炭素の事業主に対し、その所有する設備又は資材を他の炭炭素の事業主に譲り渡し、又は貸し渡すべきことを命ずることができる。

前項の規定により命令を受けた者は、他の法令の規定にかかわらず、譲り渡し、又は貸し渡すことができる。

第一項の場合における譲渡又は貸渡の條件は、当事者間の協議によりこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときには、石炭局長又は石炭局長は、これを裁定する。

前項の裁定中対償について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴を以

てその金額の増減を請求することができる。

前項の訴においては、譲渡又は貸渡の当事者を被告とする。

第一項の規定による命令をする場合におけるその担保の処理その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 指定炭炭素の管理

第一節 指定炭炭素の指定

第十四條 商工大臣は、全國炭炭素管理委員会に諮つて、前章の規定による外、この章の規定による管理を行ふべき炭炭素(指定炭炭素)を指定する。

前項の規定による指定は、告示により、これを行ふ。

第十五條 商工大臣は、指定炭炭素について、災害その他の事由によりこの章の規定による管理を行う必要がなくなつたと認めるときには、全國炭炭素管理委員会に諮つて、その指定を取り消すことができる。

前條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二節 業務計画

第十六條 指定炭炭素の事業主は、第十八條の規定により、当該指定炭炭素につき、毎四半期の詳細な事業計画(業務計画)の案を作成し、所轄石炭局長に提出するものとする。

指定炭炭素については、前章中事業計画に關する規定は、これを適用しない。

第十七條 石炭局長は、地方炭炭素管理委員会に諮つて、指定炭炭素ごとにその業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて、これを当該指定炭炭素の事業主及び炭炭素管理者に指示しなければならない。

第十八條 前條の規定による指示があつたときには、その指示に従い、命令の定めるところにより、指定炭炭素の炭炭素管理者は、業務計画の案の原案を作成し、指定炭炭素の事業主は、当該原案を基礎として、業務計画の案を作成し、所轄石炭局長に提出しなければならない。

炭炭素管理者は、前項の原案を作成する場合に、生産協議会の議を経なければならない。

前項の場合において、生産協議会の議を経ることができないときには、炭炭素管理者は、命令の定めるところにより、その旨を事業主に報告しなければならない。

前項の場合には、事業主は、炭炭素管理者が作成した原案及び同項の報告を基礎として、業務計画の案を作成しなければならない。

第一項の規定により業務計画の案を提出する場合には、事業主

は、当該指定炭炭素の生産協議会の議を経なければならない。但し、事業主の作成した業務計画の案の内容が、生産協議会の議を経た炭炭素管理者の原案の内容と同一のものであるときには、この限りでない。

前項の場合において、生産協議会の議を経ることができないときには、事業主は、当該業務計画の案を提出するとともに、命令の定めるところにより、その旨を所轄石炭局長に報告しなければならない。

第十九條 石炭局長は、前條第一項の規定による業務計画の案の提出があつたときには、これを審査した上で、地方炭炭素管理委員会に諮つて、当該指定炭炭素の業務計画を決定し、これを指定炭炭素の事業主及び炭炭素管理者に指示しなければならない。

前項の規定による指示があるまでは、事業主及び炭炭素管理者は、前期の業務計画(前期の業務計画がないときには、前期における業務の実施上の計画)を基準として、指定炭炭素の業務を行わなければならない。

第二十條 指定炭炭素の事業主は、やむを得ない事由により前條第一項の業務計画を変更する必要があると認めるときには、命令の定める

ところにより、所轄石炭局長に、業務計画の変更案を提出することができる。

第十八條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

石炭局長は、第一項の規定により業務計画の変更案の提出があつた場合において、業務計画を変更する必要があると認めるときには、遅滞なく、地方炭鉱管理委員会に諮つて、業務計画を変更し、これを事業主及び炭鉱管理者に指示しなければならない。

石炭局長は、特に必要があると認めるときには、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指定炭鉱の業務計画を変更し、これを事業主及び炭鉱管理者に指示することができる。

第二十一條 石炭局長は、指定炭鉱の業務計画の実施上必要があると認めるときには、地方炭鉱管理委員会に諮つて、炭鉱管理者に対し、監督上必要な命令をし、又は必要な指示をすることができる。

指定炭鉱の事業主又は炭鉱管理者は、前項の命令又は指示に不服があるときは、命令の定めるところにより、商工大臣に対して、不服の申立をすることができる。

商工大臣は、全國炭鉱管理委員会に諮つて、前項の申立を理由があるとき認めるときには、当該石炭局長に対して、当該命令又は指示

を取り消し、又は変更すべきことを命じなければならない。

第二十二條 炭鉱管理者は、命令の定めるところにより、業務計画の実施状況を所轄石炭局長に報告しなければならない。

第三節 炭鉱管理者

第二十三條 指定炭鉱の事業主は、指定炭鉱の指定があつたとき、又は炭鉱管理者が欠けたときには、遅滞なく、指定炭鉱ごとに炭鉱管理者一人を選任しなければならない。

前項の規定による選任は、商工大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第一項の規定による炭鉱管理者の選任は、会社の場合には、当該会社の支配人の選任の例によつて、これを行ふ。

第一項の規定によつて、炭鉱管理者を選任する場合においては、事業主は、命令の定めるところにより、当該指定炭鉱の生産協議会の議又は従業者の賛成を経なければならない。この場合において生産協議会又は従業者に異議があるときには、事業主は、異議の内容を商工大臣に報告しなければならない。

商工大臣は、炭鉱管理者の選任の承認を拒むとき、又は前項後段の規定によつて報告された異議に

かわらず、その承認をしようとするときには、全國炭鉱管理委員会に諮らなければならない。

第二十四條 炭鉱管理者は、所轄石炭局長の監督を受け、当該炭鉱の最高効率の發揮を目的として、業務計画の実施の責に任ずる。

指定炭鉱の経営者及び従業者は、炭鉱管理者のする業務計画の実施に対して、協力しなければならない。

第二十五條 指定炭鉱の事業主の行う炭鉱管理者の解任については、第二十三條第二項乃至第五項の規定を準用する。

生産協議会の委員の定数の過半数に相当する委員が、炭鉱管理者を著しく不適任であると認めるときには、その旨を、所轄石炭局長を經由して、商工大臣に申し立てることができる。この場合には、商工大臣は、指定炭鉱の事業主の意見を徴した上で、全國炭鉱管理委員会に諮つて、当該炭鉱管理者を解任することができる。

商工大臣は、炭鉱管理者が著しく不適任であると認めるときには、全國炭鉱管理委員会に諮つて、当該炭鉱管理者を解任することができる。

第二十六條 炭鉱管理者に事故があるとき、又は炭鉱管理者が欠けたときには、指定炭鉱の事業主又は

これを代表する者が、臨時に、炭鉱管理者の職務を行ふ。

第二十七條 炭鉱管理者の選任及び解任は、政令の定めるところにより登記した後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第二十八條 炭鉱管理者は、当該指定炭鉱の業務に關し、事業主に代わつて一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する。

第二十九條 指定炭鉱の事業主は、前條に定める炭鉱管理者の権限に制限を加えることができる。

前項の規定による制限は、商工大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一項の規定による制限は、政令の定めるところにより登記した後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第四節 生産協議会

第三十條 指定炭鉱ごとに生産協議会を置く。

第三十一條 生産協議会は、炭鉱管理者及び委員で、これを組織する。

委員は、業務委員及び労働委員とし、各、同数とする。

生産協議会の議長は、炭鉱管理者を以て、これに充てる。

第三十二條 生産協議会の委員の数は、命令の定めるところにより、

炭鉱管理者が、これを定める。

炭鉱管理者は、必要であると認めるときには、生産協議会の議を経て、委員の数を増加し、又は減少することができる。但し、委員の数を減少するのは、委員の任期の満了した際に限る。

前二項の場合においては、炭鉱管理者は、遅滞なく、委員の数を、適当な方法で、公示しなければならない。

第三十三條 業務委員は、当該指定炭鉱の業務に従事する者の中から、炭鉱管理者が、これを選任する。

労働委員は、当該指定炭鉱の坑内従業者及び坑外従業者各、同数とし、指定炭鉱の従業者の過半数が労働組合を組織している場合において、その労働組合の数が一であるときにはその推薦により、労働組合の数が二以上であるときには、それらの労働組合の共同の推薦により、労働組合の推薦がない場合及び指定炭鉱の従業者の過半数が労働組合を組織していない場合には、当該指定炭鉱の従業者又はこれを代表する従業者の過半数の推薦により、炭鉱管理者が、これを選任する。

前項の従業者には、指定炭鉱の事業主の利益を代表すると認められる者を含まない。

第二項で労働組合とは、指定炭鉱ごとに組織する労働組合法に規定する労働組合をいう。

業務委員と労働委員とは、互にこれを兼ね、又は代理することができない。

第三十四條 生産協議会の委員の選任は、第三十二條第一項の場合又は委員の任期が満了した場合又は同條第三項の規定による公示があつた日又は委員の任期が満了した日から二週間以内全員につき同時に、委員が欠けた場合又は同條第二項の規定により委員の数が増加した場合又は、委員が欠けた日又は同條第三項の規定による公示があつた日から二週間以内に、これを行わなければならない。

第三十五條 生産協議会の委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員及び第三十二條第二項の規定により委員の数が増加した際にあらたに選任された委員の任期は、他の委員の残任期間と同一とする。

第三十六條 生産協議会の委員の選任が行われたときには、炭鉱管理者は、遅滞なく、その委員の氏名を所轄石炭局長に届け出なければならない。

第三十七條 生産協議会は、議長がこれを招集し、その議事は、出席した委員（委員の代理者を含む）

の過半数でこれを決する。但し、第三十九條第一項但書の場合には、出席した委員（委員の代理者を含む）全員で、これを決する。

生産協議会は、業務委員及び労働委員各一人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

議長は、いかなる場合においても、議決に加わることができない。

第三十八條 炭鉱管理者は、業務計画の実施に關し、左に掲げる事項の基本について、生産協議会の議を経てこれを定めなければならない。

一 作業計画に關する事項
二 労働能率の向上又は作業條件の合理化に關する事項
三 労働條件の適正化に關する事項

四 労働力の保全に關する事項
五 安全保持に關する事項

炭鉱管理者は、前項の場合を除くの外、業務計画の実施に關し必要と認める事項について、生産協議会の議を経てこれを定めることができる。

第二十一條第一項の命令又は指示を受けた事項については、前二項の規定は、これを適用しない。

生産協議会の委員は、第一項又は第二項に規定する審議のため必

要があると認めるときには、指定炭鉱の事業主又は炭鉱管理者に対して、事業の経理内容に關する報告を求めることができる。

第三十九條 炭鉱管理者は、前條第一項又は第二項の場合において、生産協議会の議を経ることができないときには、命令の定めるところにより、所轄石炭局長の裁定を求めることができる。但し、労働條件の適正化その他従業者の待遇に關する事項については、石炭局長の裁定を求めることにつき、命令の定めるところにより、生産協議会の議又は従業者の同意を経た場合に限る。

前項の規定による石炭局長の裁定は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、これを行わなければならない。

第一項但書の事項について、石炭局長の裁定を求めることにつき、生産協議会の議又は従業者の同意を経ることができない場合の処置については、労働関係調整法の定めるところによる。

第四十條 この法律及びこの法律に基いて発する命令に定めるものの外、生産協議会に關し必要な事項は、生産協議会の議を経て、炭鉱管理者が、これを定める。

第五節 雜則

第四十一條 指定炭鉱の事業主であ

る会社は、商工大臣の認可を受けなければ、利益金を処分することができない。

第四十二條 特に必要があると認めるときには、石炭局長官は、全國炭鉱管理委員会に、石炭局長は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指定炭鉱の事業主に対し、指定炭鉱の設備の新設、拡張若しくは改良又は新坑の開坑若しくは坑道の掘進を命ずることができる。

指定炭鉱の事業主は、前項の命令が著しく不当であると認めるときには、命令の定めるところにより、商工大臣に対して、不服の申立をすることができる。

商工大臣は、全國炭鉱管理委員会に諮つて、前項の申立を理由があると認めるときには、石炭局長官又は当該石炭局長に対して、当該命令を取り消し、又は変更すべきことを命じなければならない。

第四章 協力命令

第四十三條 主務大臣は、特に必要があるときにおいては、石炭の生産に要する物資の生産又は販賣の事業を営む者に対して、その所有する物資を、炭鉱の事業主に譲り渡すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、特に必要があると認めるときには、遊休設備の所有者に対して、当該設備を、炭鉱の

事業主に譲り渡し、又は貸し渡すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、特に必要があると認めるときには、左に掲げる事業を営む者に対して、炭鉱の事業主の業務に必要な機械の修理、工事の施行又は貨物の運送若しくは取扱に關し必要な命令をすることができる。

一 機械の修理の事業
二 土木、建築その他工作物の建設（改修及び修理を含む。）の事業

三 貨物の運送又は取扱の事業
第十三條第二項乃至第六項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。但し、同條第三項中「石炭局長官又は石炭局長」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

第五章 損失の補償

第四十四條 政府は、この法律の規定に基いてした命令又は指示に因り損失を受けた者に対して、その損失を補償する。

前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。

第一項の規定による補償を伴うべき命令又は指示は、これによつて必要となる補償金の総額が國會の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で、これをしなければならない。

第一項の規定による補償の金額は、商工大臣が、大蔵大臣に協議して、石炭鉱業損失補償審査会の議を経てこれを定める。

前項の石炭鉱業損失補償審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

前五項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 石炭局

第四十五條 この法律の施行に關する事務その他石炭の生産に關する事務を掌らしめるため、石炭局を置く。

石炭局は、商工大臣の管理に屬する。

第四十六條 石炭局の名称、位置及び管轄区域は、別表の通りとする。

第四十七條 石炭局に左の職員を置く。

局長

局員

主事

局員及び主事の定数は、各石炭局ごとに、商工大臣が、これを定める。

第四十八條 局長は、石炭の生産に關し學識経験ある一級の商工事務官又は商工技官を以て、これに充てる。

局長は、商工大臣(石炭廳長官

の権限に屬する事項については石炭廳長官の指揮監督を受け、局中全般の事務を掌理する。

局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときには、商工大臣の指定する局員が、臨時に、局長の職務を行う。

第四十九條 局長は、所部の職員を指揮監督し、三級官吏の進退を行う。

第五十條 局員は、石炭の生産に關し學識経験ある者又は一級若しくは二級の商工事務官若しくは商工技官の中から、商工大臣が、これを命ずる。

局員は、局長の命を受け、局務を掌る。

第四十七條第二項の規定による各石炭局の局員の定数の過半数に相當する局員は、石炭の生産に關し學識経験ある者及び石炭の生産に關し學識経験ある官吏の中から、命ぜられた者でなければならぬ。

第五十一條 主事は、三級の商工事務官又は商工技官の中から、これを命ずる。主事は、上司の指揮を受け、局務に従事する。

第五十二條 官吏でなくて局員を命ぜられた者の服務については、官吏服務規律を適用する。

第五十三條 商工大臣は、石炭局の局務の一部を分掌させるため、必

要に應じ、石炭局の支局を置くことができる。

支局の名称、位置及び管轄区域は、商工大臣が、これを定める。

第七章 炭鉱管理委員会

第五十四條 炭鉱管理委員会は、全國炭鉱管理委員会及び地方炭鉱管理委員会とする。

全國炭鉱管理委員会は、商工省にこれを置く。

地方炭鉱管理委員会は、石炭局ごとにこれを置き、当該石炭局の名称を冠する。

全國炭鉱管理委員会は、商工大臣の、地方炭鉱管理委員会は、石炭局長の監督に屬する。

第五十五條 全國炭鉱管理委員会は、この法律の他の規定によりその権限に屬せしめられた事項を調査審議するの外、商工大臣又は石炭廳長官の諮問に應じ、石炭の生産に關する重要事項を調査審議する。

地方炭鉱管理委員会は、この法律の他の規定によりその権限に屬せしめられた事項を調査審議するの外、石炭局長の諮問に應じ、石炭の生産に關する重要事項を調査審議する。

炭鉱管理委員会は、石炭の生産に關する事項について、關係行政廳に建議することができる。

第五十六條 全國炭鉱管理委員会

は、会長一人及び委員三十人、これを組織する。

地方炭鉱管理委員会は、会長一人及び委員四十人以内で、これを組織する。

第五十七條 全國炭鉱管理委員会の会長は、商工大臣を以て、これに充てる。

全國炭鉱管理委員会の委員は、石炭の生産に關し學識経験ある者五人、炭鉱の事業主を代表する者十人、炭鉱の従業者炭鉱の事業主の利益を代表すると認められる者を除くを代表する者十人及び石炭の需要者を代表する者五人とし、商工大臣が、これを命ずる。

第五十八條 地方炭鉱管理委員会の会長は、石炭局長を以て、これに充てる。

地方炭鉱管理委員会の委員は、石炭の生産に關し學識経験ある者五人以内、石炭局局員である者五人以内、指定炭鉱の炭鉱管理者である者五人以内、指定炭鉱の生産協議会の労働委員である者十人以内、指定炭鉱以外の炭鉱の事業主法人であるときにはその代表者である者六人以内及び指定炭鉱以外の炭鉱の従業者炭鉱の事業主の利益を代表すると認められる者を除くである者六人以内とし、石炭局長が、これを命ずる。

前項の規定による指定炭鉱の生産協議会の労働委員である委員及び指定炭鉱以外の炭鉱の従業者である委員は、夫、坑内従業者及び坑外従業者各、同数とする。

第五十九條 炭鉱管理委員会の会長は、労働能率の向上に關する事項その他炭鉱管理委員会の所掌事項に係る専門的事項を分掌させるため、労働専門部会その他の専門部会を置くことができる。

地方炭鉱管理委員会の会長は、地方炭鉱管理委員会の所掌事項のうち地区的事項を分掌させるため、石炭局の支局ごとに、地区部会を置くことができる。

地方炭鉱管理委員会は、その定めるところにより、地区部会の決議を以て、地方炭鉱管理委員会の決議に代えることができる。

第六十條 關係官吏は、炭鉱管理委員会の会長の許可を受け、會議に出席し、意見を述べることができる。

第六十一條 この法律に定めるものの外、炭鉱管理委員会に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十二條 左の各号の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第八章 罰則

一 第十條に規定する石炭廳長官

又は石炭局長の監督上の命令に違反した者

二 第十一條の規定に違反した者

三 第十三條第一項に規定する石炭局長又は石炭局長の命令に違反した者

四 第二十一條第一項に規定する石炭局長の監督上の命令に違反した者

五 第四十二條第一項に規定する石炭局長又は石炭局長の命令に違反した者

六 第四十三條第一項、第二項又は第三項に規定する主務大臣の命令に違反した者

第六十三條 第四十一條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六十四條 第八條の規定による当該官吏その他の政府職員の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第六十五條 第六十二條乃至前條の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができ

第六十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第六十二條又は第六十三條の違反行為をしたときには、

行為者を罰するの外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

第六十七條 左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の過料に処する。

一 第五條第二項の規定に違反して、予定事業計画又は事業計画を届け出なかつた者

二 第七條、第八條第一項又は第二十二條の規定に違反して、報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

三 第十八條第一項の規定に違反して業務計画の案を提出しなかつた者

四 この法律に基いて発する政令による登記をすることを怠り、又は不正な登記をした者

附則

第六十八條 この法律施行の期日は、各規定について、政令でこれを定める。

第六十九條 この法律の有効期間は、この法律の規定の全部が施行された日から、三年とする。但し、その期間満了の際における経済事情により特に必要があるときには、これを延長することができ

る。
前項の場合について必要な事項は、法律でこれを定める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌石炭局	札幌市	北海道
平石炭局	平市	岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 青森縣 茨城縣 群馬縣 栃木縣 埼玉縣 千葉縣 神奈川縣 山梨縣 新潟縣 富山縣 石川縣 福井縣 岐阜縣 愛知縣 靜岡縣 三重縣 長野縣 山梨縣 石川縣 福井縣 岐阜縣 愛知縣 靜岡縣 三重縣 富山縣 石川縣 福井縣 岐阜縣 愛知縣 靜岡縣 三重縣
宇部石炭局	宇部市	京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 広島縣 山口縣 德島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣
福岡石炭局	福岡市	

臨時石炭鉱業管理法案に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔早川榮君登壇〕

○早川榮君 ただいま議題となりました臨時石炭鉱業管理法案について御報告申し上げます。

委員会の経過の概要につきましては、去る二十二日の本会議におきまして、委員長より中間報告を申し上げましたが、同日院議をもつて、本案の審査期限を二十四日の午前中と定められました。いろいろな事情もありまして、その審査期限内に審査を終了することができなかつたのであります。本日審査期間の延長を求めましたところ、先刻院議をもつて、本日の午後六時三十分まで審査期間を延長せられました。

本日午後四時半より委員会を開催い

明を許します。松本七郎君。
臨時石炭鉱業管理法案に關する修正案(松本七郎君外二名提出)
臨時石炭鉱業管理法の一部を次のように修正する。

臨時石炭鉱業管理法目次

第一章 總則

第二章 炭鉱の管理

第三章 指定炭鉱の管理

第一節 指定炭鉱の指定

第二節 業務計画

第三節 炭鉱管理者

第四節 生産協議會

第五節 雜則

第四章 協力命令

第五章 損失の補償

第六章 石炭局

第七章 炭鉱管理委員會

第八章 罰則

附則

臨時石炭鉱業管理法

第一章 總則

第一條 この法律は、産業の復興と經濟の安定に至るまでの緊急措置として、政府において石炭産業を臨時に管理し、以て政府、經營者及び従業者がその全力をあげて石炭の増産を達成することを目的とする。

第二條 この法律で炭鉱とは、石炭の掘採を目的とする事業場(これに附屬する事業場を含む)をいう。

第三條 商工大臣その他この法律の

施行の責に任ずる官吏及び炭鉱管理委員会の委員は、炭鉱の事業主が、生産協議会の議を経て定められた事項以外の事項について、炭鉱の従業者が組織する労働組合法に規定する労働組合と団体交渉をする権限と責任を尊重しなければならない。

第四條 この法律の規定に基づいてし

た命令その他の処分及びこの法律の規定に基づいて炭鉱の事業主がした行為は、炭鉱の事業主の承継人に對してもその効力を有する。

第二章 炭鉱の管理

第五條 炭鉱の事業主は、命令の定

めるところにより、その經營する炭鉱ごとに毎年度の予定事業計画及び毎四半期の事業計画を作成して、所轄石炭局長に届け出なければならぬ。予定事業計画又は事業計画を変更したときも同様である。

石炭局長は、必要があると認め

るときには、地方炭鉱管理委員会に諮つて、前項の事業計画の変更を命ずることが出来る。

事業主は、前項の命令が著しく不当であると認めるときには、商工大臣に對して不服の申立をすることが出来る。

商工大臣は、全國炭鉱管理委員会に諮つて、前項の申立を理由があると認めるときは、当該石炭局長に對して当該命令を取り消し、又は

第六條 炭鉱の事業主は、政府の監

督に従い、事業計画の実施の責に任ずる。

第七條 炭鉱の事業主は、命令の定

めるところにより、事業計画の実施状況を所轄石炭局長に報告しなければならない。

第八條 石炭局長又は石炭局長

は、炭鉱の事業主の業務の状況に關し必要な報告をさせ、又は当該

の官吏その他の政府職員に、その炭鉱、生産の状況並びに炭鉱工事の進捗状況、事務所、事業場その他の場所に關し、業務の状況若しくは帳簿書類、設備その他の物件を検査させることが出来る。

前項の規定により当該の官吏その他の政府職員に検査させるときは、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第九條 炭鉱の事業主は、その帳簿

書類その他一切の記録を整理し、明確に記載し、主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

第十條 この法律の規定による報告

又は検査に基き必要があると認めるときには、石炭局長は、全國炭鉱管理委員会に、石炭局長は、

地方炭鉱管理委員会に諮つて、炭鉱の事業主に對し、監督上必要な命令をすることが出来る。

第十一條 炭鉱の事業主は、商工大

臣の許可を受けなければ、その經營する石炭産業の全部又は一部を廢止し、又は休止してはならない。

商工大臣は、前項の許可をしようとするときは、全國炭鉱管理委員会に諮らなければならない。

第十二條 石炭産業の全部若しくは

一部の貨物、譲渡若しくは經營の委任又は炭鉱の事業主である会社の合併若しくは解散は、商工大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

商工大臣は、前項の認可をしようとするときは、全國炭鉱管理委員会に諮らなければならない。

第十三條 特に必要があると認め

るときには、石炭局長は、全國炭鉱管理委員会に、石炭局長は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、炭鉱の事業主に對し、その所有する設備又は資材を他の炭鉱の事業主に譲り渡し、又は貸し渡すべきことを命ずることが出来る。

前項の規定により命令を受けた者は、他の法令の規定にかかわらず、譲り渡し、又は貸し渡すことができる。

第十四條 第一項の場合における譲渡又は

貸渡の條件は、当事者間の協議によりこれを定める。協議が調わなるとき、又は協議をすることができないときには、石炭局長又は石炭局長が、これを裁定する。

前項の裁定中対價について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴を以てその金額の増減を請求することが出来る。

前項の訴においては、譲渡又は貸渡の当事者を被告とする。

第三章 指定炭鉱の管理

第一節 指定炭鉱の指定

第十四條 商工大臣は、全國炭鉱管理委員会に諮つて、前章の規定による外、この章の規定による管理を行ふべき炭鉱（指定炭鉱）を指定する。

前項の規定による基準は、生産、品位、出炭量等に基づいて、これを毎六箇月に定めるものとする。

前項の規定による指定は、告示により、これを行う。

第十五條 商工大臣は、指定炭鉱に

ついて、災害その他の事由によりこの章の規定による管理を行う必要がなくなつたと認めるときには、全國炭鉱管理委員会に諮つて、その指定を取り消すことができる。

前條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二節 業務計画

第十六條 指定炭鉱の事業主は、第十八條の規定により、当該指定炭鉱につき、毎四半期の詳細な事業計画（業務計画）の案を作成し、所轄石炭局長に提出するものとする。

指定炭鉱については、前章中事業計画に關する規定は、これを適用しない。

第十七條 石炭局長は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指定炭鉱ごとにその業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて、これを当該指定炭鉱の事業主及び炭鉱管理者に指示しなければならない。

第十八條 前條の規定による指示があつたときには、その指示に従い、命令の定めるところにより、指定炭鉱の炭鉱管理者は、業務計画の案の案を作成し、指定炭鉱の事業主は、当該案を基礎として、業務計画の案を作成し、所轄石炭局長に提出しなければならない。

炭鉱管理者は、前項の案を作成する場合に、生産協議会の議を経なければならない。

炭鉱管理者は、前項の案を作成する場合に、生産協議会の議を経なければならない。

炭鉱管理者は、前項の案を作成する場合に、生産協議会の議を経なければならない。

炭鉱管理者は、前項の案を作成する場合に、生産協議会の議を経なければならない。

炭鉱管理者は、前項の案を作成する場合に、生産協議会の議を経なければならない。

炭鉱管理者は、前項の案を作成する場合に、生産協議会の議を経なければならない。

炭鉱管理者は、前項の案を作成する場合に、生産協議会の議を経なければならない。

前項の場合において、生産協議会の議を裁することができないときは、炭鉱管理者は、命令の定めるところにより、その旨を事業主に報告しなければならない。

前項の場合には、事業主は、炭鉱管理者が作成した原案及び同項の報告を基礎として、業務計画の案を作成しなければならない。

第一項の規定により業務計画の案を提出する場合には、事業主は、当該指定炭鉱の生産協議会の議を経なければならない。但し、事業主の作成した業務計画の案の内容が、生産協議会の議を経た炭鉱管理者の原案の内容と同一のものであるときには、この限りでない。

前項の場合において、生産協議会の議を経ることができないときには、事業主は、当該業務計画の案を提出するとともに、命令の定めるところにより、その旨を所轄石炭局長に報告しなければならない。

第十九條 石炭局長は、前條第一項の規定による業務計画の案の提出があつたときには、これを審査した上で、地方炭鉱管理委員会に諮つて、当該指定炭鉱の業務計画を決定し、これを指定炭鉱の事業主及び炭鉱管理者に指示しなければならない。

ばならない。

前項の規定による指示があるまでは、事業主及び炭鉱管理者は、前條第一項又は第三項の規定により所轄石炭局長に提出した業務計画の案により、前期の業務計画の実施上の計画を基礎として、指定炭鉱の業務を行わなければならない。

第二十條 指定炭鉱の事業主は、やむを得ない事由により前條第一項の業務計画を変更する必要があると認めるときには、命令の定めるところにより、所轄石炭局長に、業務計画の変更案を提出することができる。

第十七條 第十八條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

石炭局長は、第一項の規定により業務計画の変更案の提出があつた場合において、業務計画を変更する必要があると認めるときには、遅滞なく、地方炭鉱管理委員会に諮つて、業務計画を変更し、これを事業主及び炭鉱管理者に指示しなければならない。

石炭局長は、特に必要があると認めるときには、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指定炭鉱の業務計画を変更し、これを事業主及び炭鉱管理者に指示することができる。

第二十一條 石炭局長は、指定炭鉱の業務計画の実施上必要があると認めるときには、地方炭鉱管理委員会に諮つて、炭鉱管理者に対し、監督上必要な命令をし、又は必要な指示をすることができる。

指定炭鉱の事業主又は炭鉱管理者は、前項の命令又は指示に不服があるときには、命令の定めるところにより、商工大臣に対して、不服の申立をすることができる。

商工大臣は、全國炭鉱管理委員会に諮つて、前項の申立を理由があると認めるときには、当該石炭局長に対して、当該命令又は指示を取り消し、又は変更すべきことを命じなければならない。

第二十二條 炭鉱管理者は、命令の定めるところにより、業務計画の実施状況を所轄石炭局長に報告しなければならない。

第二十三條 炭鉱管理者は、指定炭鉱の指定があつたとき、又は炭鉱管理者が欠けたときには、遅滞なく、指定炭鉱ごとに炭鉱管理者一人を選任しなければならない。

第三節 炭鉱管理者

第二十四條 炭鉱管理者は、前項の規定による選任をしたときは、その旨を商工大臣に報告しなければならない。

の選任は、会社の場合には、当該会社の支配人の選任の例によつて、これを行ふ。

第一項の規定によつて、炭鉱管理者を選任する場合においては、事業主は、命令の定めるところにより、当該指定炭鉱の生産協議会の議又は炭鉱管理者の賛成を経なければならない。この場合において生産協議会又は炭鉱管理者に異議があるときには、事業主は、異議の内容を商工大臣に報告しなければならない。

商工大臣は、炭鉱管理者の選任の承認を拒むとき、又は前項後段の規定によつて報告された異議にかかわらずその承認をしようとするときには、全國炭鉱管理委員会に諮らなければならない。

第二十四條 炭鉱管理者は、所轄石炭局長の監督を受け、当該炭鉱の最高能率の發揮を目的として、業務計画の実施の責に任ずる。

指定炭鉱の経営者及び従業者は、炭鉱管理者の業務計画の実施に対して、協力しなければならない。

第二十五條 指定炭鉱の事業主の行う炭鉱管理者の解任については、第二十三條第二項乃至第五項の規定を準用する。

生産協議会の委員の定数の過半数に相当する委員が、炭鉱管理者を著しく不適任であると認めるときには、その旨を、所轄石炭局長を経由して、商工大臣に申し立てることができる。この場合には、商工大臣は、指定炭鉱の事業主の意見を徴した上で、全國炭鉱管理委員会に諮つて、当該炭鉱管理者を解任することができる。

商工大臣は、炭鉱管理者が著しく不適任であると認めるときには、全國炭鉱管理委員会に諮つて、当該炭鉱管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第二十六條 炭鉱管理者に事故があるときは、命令の定めるところにより、又は炭鉱管理者が欠けたときには、指定炭鉱の事業主又はこれを代表する者が、臨時に、炭鉱管理者の職務を行ふ。

第二十七條 炭鉱管理者の選任及び解任は、政令の定めるところにより登記した後でなければならない。これを以て第三者に対抗することができない。

第二十八條 炭鉱管理者は、当該指定炭鉱の業務に関し、事業主に代わつて一切の裁判上又は裁判外の

行為をする権限を有する。

第二十九條 指定炭鉱の事業主は、

前條に定める炭鉱管理者の権限に制限を加えることができる。

前項の規定による制限は、商工大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一項の規定による制限は、政令の定めるところにより登記した後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第四節 生産協議会

第三十條 指定炭鉱ごとに生産協議会を置く。

第三十一條 生産協議会は、炭鉱管理者及び委員で、これを組織する。

委員は、業務委員及び労働委員とし、各々同数とする。

生産協議会の議長は、炭鉱管理者を以て、これに充てる。

第三十二條 生産協議会の委員の数は、命令の定めるところにより、炭鉱管理者が、これを定める。

炭鉱管理者は、必要があると認めるときには、生産協議会の議を経て、委員の数を増加し、又は減少することができる。但し、委員の数を減少するのは、委員の任期の満了した際に限る。

前二項の場合においては、炭鉱管理者は、遅滞なく、委員の数を、適當な方法で、公示しなければならない。

を、適當な方法で、公示しなければならない。

第三十三條 業務委員は、当該指定炭鉱の業務に従事する者の中から、炭鉱管理者が、これを選任する。

労働委員は、当該指定炭鉱の坑内従業者及び坑外従業者各々同数とし、指定炭鉱の従事者の過半数が労働組合を組織している場合において、その労働組合の数が一であるときにはその推薦により、労働組合の数が二以上であるときには、それらの労働組合の共同の推薦により、労働組合の推薦がない場合及び指定炭鉱の従業者の過半数が労働組合を組織していない場合には、当該指定炭鉱の従業者又はこれを代表する従業者の過半数の推薦により、炭鉱管理者が、これを選任する。

前項の従業者には、指定炭鉱の事業主の利益を代表すると認められる者を含まない。

第二項で労働組合とは、指定炭鉱ごとに組織する労働組合法に規定する労働組合をいう。

業務委員と労働委員とは、互にこれを兼ね、又は代理することができない。

第三十四條 生産協議会の委員の選任は、第三十二條第一項の場合又は

は委員の任期が満了した場合においては、同條第三項の規定による公示があつた日又は委員の任期が満了した日から二週間以内全員につき同時に、委員が欠けた場合又は同條第二項の規定により委員の数が増加した場合には、委員が欠けた日又は同條第三項の規定による公示があつた日から二週間以内に、これを行わなければならない。

第三十五條 生産協議会の委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員及び第三十二條第二項の規定により委員の数が増加した際にあらたに選任された委員の任期は他の委員の残任期間と同一とする。

第三十六條 生産協議会の委員の選任が行われたときには、炭鉱管理者は、遅滞なく、その委員の氏名を所轄石炭局長に届け出なければならない。

第三十七條 生産協議会は、議長がこれを招集し、その議事は、出席した委員（委員の代理者を含む。）の過半数でこれを決する。但し、第三十九條第一項但書の場合には、出席した委員（委員の代理者を含む。）全員で、これを決する。

生産協議会は、業務委員及び労働委員各、一人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

議長は、いかなる場合においても議決に加わることができない。

第三十八條 炭鉱管理者は、業務計画の実施に関し、左に掲げる事項の基本について、生産協議会の議を経てこれを定めなければならない。

一 作業計画に関する事項
二 労働能率の向上又は作業条件の合理化に関する事項
三 労働条件の適正化に関する事項
四 労働力の保全に関する事項
五 安全保持に関する事項

炭鉱管理者は、前項の場合を除くの外、業務計画の実施に関し必要と認める事項について、生産協議会の議を経てこれを定めることができる。

第二十一條第一項の命令又は指示を受けた事項については、前二項の規定は、これを適用しない。

生産協議会の委員は、第二項又は第二項に規定する審議のため必要があるときにおいては、指定炭鉱の事業主又は炭鉱管理者に対して、事業の経理内容に関する報告を求めることができる。

第三十九條 炭鉱管理者は、前條第一項又は第二項の場合において、生産協議会の議を経ることができないときは、命令の定めるところにより、生産協議会の議又は従業者の同意を経た場合に限る。

前項の規定による石炭局長の裁定は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、これを行わなければならない。

第一項但書の事項について、石炭局長の裁定を求めることにつき、生産協議会の議又は従業者の同意を経ることができない場合の処置については、労働関係調整法の定めるところによる。

第四十條 この法律及びこの法律に基いて発する命令に定めるものの外、生産協議会に関し必要な事項は、生産協議会の議を経て、炭鉱管理者が、これを定める。

第五節 雑則

第四十一條 指定炭鉱の事業主である会社は、商工大臣の認可を受けなければならない。利益金を処分することができない。

第四十二條 特に必要があると認めるときには、石炭局長は、全国炭鉱管理委員会に、石炭局長は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指

には、これを延長することかできる。
前項の場合について必要な事項は、法律でこれを定める。

名称	位置	管轄	区域
札幌石炭局	札幌市	北海道	
平石炭局	平市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣 茨城縣 群馬縣 栃木縣 埼玉縣 千葉縣 東京縣 神奈川縣 山梨縣 新潟縣 長野縣 岐阜縣 愛知縣 靜岡縣 三重縣 富山縣 石川縣 福井縣 滋賀縣 京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 廣島縣 岡山縣 広島縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿児島縣 鹿兒島縣	
宇部石炭局	宇部市		
福岡石炭局	福岡市		

〔松本七郎君登壇〕

○松本七郎君 私立より、日本社会党、民主党、國民協同党、三派共同修正案の趣旨を御説明申し上げます。詳細はお手もとに配付されております印刷物によつて御了解願ふことといたしまして、ごくおもしろなる点のみ申し述べたいと思います。

まず、政府原案第五條では、炭鉱の事業主が所轄石炭局長に届け出るところの事業計画を、石炭局長が地方炭鉱管理委員会に諮つて変更を命ずることができるといふことに相なつておりますが、これでは石炭局長の一方的な権限が濫用されるおそれがありますので、この石炭局長の変更命令に對して、事業主に不服の申出のできる途を開くとともに、その不服の申立により、商工大臣が全國炭鉱管理委員会に諮つた上で石炭局長の変更命令を取消し、または変更することができるよう、新たに第三項として「事業主は、

次に、原案第十一條において、炭鉱の廃止または休止が商工大臣の許可事項として任ぜられているのであります。が、これをより民主的にすることともに、慎重を期する意味から、全國炭鉱管理委員会に諮つた上で許可するようになり、同條第二項として、新たに「商工大臣は、前項の許可をしようとするときは、全國炭鉱管理委員会に諮らなければならぬ」といふ一項を追加し、本條修正と同じ趣旨から、原案第十二條に第二項として、新たに「商工大臣は、前項の認可をしようとするときは、全國炭鉱管理委員会に諮らなければならぬ」といふ一項を新設いたしました。

次に、原案第十四條におきまして、指定炭鉱の指定の基準を明確にうたうために、第二項として、新たに「前項の規定による指定の基準は、能率、生産費、品位、出炭量等に基づいて、これを毎六箇月に定めるものとする」といふ一項を追加いたしました。

次に、原案第十七條におきまして、事業主に重点をおき、業務計画の案の作成上基準となるべき事項を指示する対象を事業主に限定するため「及び炭鉱管理者」を削除いたしました。またこれと関連いたしましたして、事業主の業務計画の案の作成上の地位を明確にする意味におきまして、原案第十八條第一項を「前條の規定による指示があつたときには、その指示に従ひ、命令の定めるところにより、指定炭鉱の事業主は、炭鉱管理者をして業務計画の案を作成せしめ、所轄石炭局長に提出しなければならぬ」と改め、第二項中「原案」とあるのを「案」と改めたのであります。なお、原案第十九條第一項におきましては、「前條第一項の規定による業務計画の案の提出があつたときに、業務計画の案の提出が、業務計画の案の提出される場合は、生産協議会の議を経る場合と異なる場合、すなわち前條第一項と第三項に規定する二つの場合がありまゝ」で「前條第一項」の次に「又は第三項」を加えました。なお、本條第二項におきまして、原案では石炭局長の決定した業務計画の指示があるまでは「事業主及び炭鉱管理者は、前期の業務計画（前期の業務計画がないときは、前項における業務の実施上の計画）を基準として、指定炭鉱の業務を行わなければならない」といふことに相なつておりましたが、これを事業主の提出した業務計画の案によるようにするため、第二項を「前項の規定による指示があるまでは、事業主は、前條第一項又は第三項の規定により所轄石炭局長に提出した業務計画の案による、指定炭鉱の業務を行わなければならない」と改めた次第であります。

次に、原案第二十一條第一項におきまして、原案第十七條以下に對する修正と同様の趣旨によりまして、石炭局長が業務計画案の案に必要と認めるときは、指定炭鉱の事業主とすることを、原案第二十二條中「炭鉱管理者」とあるのを「指定炭鉱の事業主」と改めた次第であります。

次に、原案第二十三條第二項におきまして、炭鉱管理者の選任は「商工大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない」といふことになつておりますが、これを届出主義に改めるために、原案第二項を「事業主は、前項の規定による選任をしたときには、その旨を商工大臣に届け出なければならない」と改めたのであります。

次に、原案第二十四條第二項の、炭鉱管理者のする業務計画の実施に對する経営者及び従業者の協力規定は、これは當然なことであり、項目としてうたふ必要なしと認めて、削除いたしました。

次に、原案第二十五條におきまして、その第一項は、原案第二十三條の修正に伴ひ、當然これを削除いたしました。なお第二項及び第三項において、炭鉱管理者の解任が商工大臣によつてできるようになつておりますが、それは選任の場合と同じく事業主が行ふこととし、商工大臣は事業主に解任を命ずると定めるようにするため、原案第二項中「当該炭鉱管理者を解任することができる」とあるのを「事業主に対し、当該炭鉱管理者を解任すべきことを命ずることができる」と改めました。

と改め、原案第三項を「商工大臣は、炭鉱管理者が著しく不適任であると認めるときは、事業主の意見を徴した上で、全国炭鉱管理委員会に諮つて、事業主に対し、当該炭鉱管理者を解任すべきことを命ずることができる。」と改めたのであります。

次に、原案第二十八條削除の結果、炭鉱管理者と事業主の力に、あまりに開きがあるというきらいも生じないわけでもありませんから、新たに第二十五條として、「指定炭鉱の事業主は、業務計画の実施に關し、命令の定めるところにより、必要な権限を炭鉱管理者に委任しなければならない。」と、一箇條を加えた次第であります。

次に、原案第三十七條第一項におきまして、委員の代理者に対しても生産協議会の議事の議決権を認めていたのは不当であるとの考え方によりまして、「(委員の代理者を含む。)」を削除いたしました。

次に、原案第三十八條第四項におきまして、事業の経理内容に關する報告を求めることのできる主体を、生産協議会の委員個々から生産協議会自体にするため、「(の委員)」とあるのを削除し、その客体を指定炭鉱の事業主のみに限定するのが妥當であると考えましたため、「又は炭鉱管理者」を削除いたしました。

次に、原案第三十九條におきまして、第一項但書中、炭鉱管理者が労働

條件の適正化その他従業者の待遇に關する事項について石炭局長の裁定を求める場合を、生産協議会の議を経た場合に限定するため、「命令の定めるところにより」及び「又は従業者の同意」の二箇所を削除いたしました。

次に、原案第五十五條におきまして、全国炭鉱管理委員会及び地方炭鉱管理委員会が、それ／＼商工大臣及び石炭局長官または石炭局長の諮問に應じて、石炭生産に關して調査審議する事項が、原案では漠然として、ただ重要事項という用語で表わされておりますが、これを明確に規定するため、第一項中「重要事項」とあるのを「左の事項」と改めるとともに、新たに同項末尾に「一、石炭鉱業の管理の運営方針に關する事項、二、石炭の生産に關する計画に關する事項、三、石炭鉱業の最高生産率に關する事項」の三号を加え、原案第二項中「重要事項」であるのを、「前項各号の事項」と改めたのであります。

次に、原案第五十六條ないし原案第五十八條の全国炭鉱管理委員会及び地方炭鉱管理委員会の構成に關しまして、全国炭鉱管理委員会に新たに特別委員及び臨時委員を置き、地方炭鉱管理委員会の委員の数及び選出方法を改めるとともに、新たに特別委員を置くこととし、特別委員及び臨時委員を置くに關する規定を新設するため、原案第五十六條第一項を「全国炭鉱管理

委員会に、会長一人、委員三十人、特別委員若干人及び臨時委員若干人で、これを組織する。」と改め、同條第二項を「地方炭鉱管理委員会は、会長一人、委員四十五人以内及び特別委員若干人で、これを組織する。」と改め、原案第五十七條に、新たに第三項として「商工大臣は、必要があるとき認めるときは、石炭鉱業と密接な關係を有する事業を代表する者を、臨時委員として依頼することができる。」という一項を加え、原案第五十八條第二項を「地方炭鉱管理委員会の委員は、石炭の生産に關し學識經驗ある者五人以内、当該石炭局管轄区域内の炭鉱の事業主を代表する者二十人以内、当該石炭局管轄区域内の炭鉱の従業者(事業主の利益を代表すると認められる者を除く。)を代表する者二十人以内とし、石炭局長が、これを命ずる。」と改め、同條第三項を「前項の規定による炭鉱の従業者を代表する委員は、坑内従業者三、坑外従業者二の比率とする。」と改めたのであります。なお、原案第六十條はこれを削除いたしましたので、新たに第五十六條として「商工大臣又は石炭局長は、關係官公吏の中から特別委員を依頼することができる。」を加え、また第五十七條として「特別委員及び臨時委員は議決権を有しない。」と追加いたしました次第であります。

次に、原案第六十二條以下の刪則に關する各條項におきまして、指定炭鉱と指定外の炭鉱に關する罰則規定を區別するとともに、前者に重く後者に輕くし、懲役及び罰金を併科しないことに改めるため、原案第六十二條第一項中「左の各号の一に該当する者は」とあるのを、「左の各号の一に該当する者があるのを、左の各号の一に該当する指定炭鉱の事業主(事業主が法人である場合には、その違反行為をした代表者)は」と改め、第六號を削除し、以下條文整理を行つた次第であります。

次に、原案第六十八條中「政令でこれを定める。」とあるのを、この法律施行の期日は明年四月一日とするを妥當と考え、これを明記し、「昭和二十三年四月一日とする。」と改めた次第であります。なお、原案第六十九條第一項中「この法律の規定の全部が施行された日から」とあるのを、前條修正に伴い「この法律の施行の日から」と改めたのであります。

はなはだ簡單であります。これをもちつて説明を終ります。諸君の御賛成を願います。(拍手)

○議長(松岡國吉君) これより討論に入ります。順次發言を許します。今村長太郎君。

〔今村長太郎君登壇〕

○今村長太郎君 私は、自由党を代表し、ただいま議題と相なりました委員長報告に對しこれを賛成し、原案並びに修正案に反對の意見を述べたいと思ひます。(拍手)

られたる鉱工業委員会の審議の状況は、政府の答弁におおむね妥當を欠き、資料のごときも粗漏不十分、かつ未提出のものも多く、政府はほとんど何らの用意なくして漫然イデオロギー的炭礦管法案を提案し、國家の最大要請たる石炭増産につき、誠意なき醜態を暴露したたのであります。(拍手)

本案に對しては、わが自由党、第一議員俱樂部、農民党及び與黨たる民主党の一部を除き、これに反對して、國管案は否決されるやも、はかりしれぬ運命にあることが、ほゞ予測されておつたのであります。議案審議の中心たる鉱工業委員会を輕視しておりましたことは、まことに残念千萬なことであります。マツカーサー元帥から片山總理に於てられたる書簡の一節には、「本法案を、當司令部の意見を何らこれに加えることなく國會に提出し、國會がそれ自体の價值に關して審議することはいくら異存はない」とあります。従いまして、本法案決定の責任は、あげてことごとく議會に負わされてゐるのであります。かかる重要な法案を責任をもつて審議する議會でありますがゆえに、いかなる点におきましても、疑問や不明の点を残してこれを決定することは、絶対に許されなないと思ひます。(拍手)

御承知の通り、特別議會の会期はあ

とわずかでありまして、この後ただちに通常議會が開かれるのであります

から、期日の切迫を理由として、曲りなりにも、これを今むりに決定してしまわねばならないという主張は、さほど重要な主張とも重大な問題とも考えられないのであります。(拍手)重要な問題を軽々に取扱ひ、國家百年の大計を誤ることは、何人といえども、そのの軽卒と不合理を認めるところであらうと考えるのであります。従いまして私は、すべての点について議會でその議を盡し、互いに納得のいくまで慎重審議をいたさなければならぬと思うのであります。

臨時石炭鉱業管理法案は、六月一日
商相が認証式を終えて大臣のイスにと
つかと腰をかけて、初めに記者團と会
見された際に、開口一番、最重要基礎
産業である石炭問題は、社会党首班内
閣の面目にかけてでも國管を斷行する
と大みえを切られたのであります。社
会党の政策は社会主義的イデオロギー
に立脚するものであることは明瞭なる
ところでありますが、本法案提出に
あたつて、大臣はなんらのイデオロ
ギーをも含むものではないと言われて
振ります。しかも商工大臣は、全國到
る所で右の答弁に反する失言を繰返して
おります。この矛盾を一体いかに説明
せられるおつもりか。國民に十分納得
得心のいくようにいたさなければなり
ますまい。

今日、臨時石炭鉱業管理法が表面
化して以來のことを振り返つてみます

ると、最初に表面化したのは、先ほど申しました商相の大丘就任談であり、以來數箇月、複雑多岐な様相をたどつて幾變轉、遂に國會に提案され、數日間にわたつて公聽會を開き、この公聽會においては、政府も御承知の通り、勞資双方の意見が活発に展開されたのであります。しかして、この公聽會における勞資双方の論議を冷靜に顧みますと、この間に、ただ一点だけ勞資双方の一致した意見が一致した部分があるのであります。それはすなわち、國管を実施すれば減産になるといふ見透しの一点は、相異なる立場にある勞資双方の一致した意見でありました。(拍手)すなわち資本家側も、勞働者側も、本法案によつて——本法案を実施することによつて増産になるとは断言しなかつたのであるであります。これは、その事業に従事する専門家の見解だから、十分の價值があり、またそれだけ尊重すべきものであらうと考えます。(拍手)それにもかからず、政府は國管を断行せんとするにあたり、何ら理由を示さずして猛然増産のためだと言ひのであります。専門家と見解を異にしておる政府は、いかんにして増産を実現するか、まつたく夢物語りであります。(拍手)

石炭の増産はもちろん焦眉の急で、鉄鋼、肥料、通信、運輸等各方面の増産増強のため最も必要で、これが社会秩序と經濟秩序を確保する推進力となるのは当然であり、商相は常に國民に

對して、國管案の性格は經濟危機を起し得るに必要なりと公言し、インフレは必ず生産の増強により食い止めるゝと大言壯語し、その実行方法として石炭國管を行ふに固い決意で、関係担当官に命じて臨時石炭燃料管理法案の研究を行わしめ、安本長官とも鳩山協議を遂げ、原案を作成されたのであります。が、われ／＼が本日、原案はもちろん修正案に対しても多数をもつて否決し去つたゆえんのは、ただ無意味なる機構の变革によつて石炭の減産を來すことを憂へるがためにほかありません。(拍手)

石炭年産三千万トン以上の生産を確保することは産業興隆の隘路を打開することであり、今や國をあげての重大問題として、全國民の関心はこの一点に拂われております。終戦後における採炭量の激減については幾多の原因もありましようが、ただその当時の出炭量のみを評價して、民營であれば増産ができないという考え方は、全然誤謬であります。敗戦と同時に急変した世界情勢に關連して、多数の退山者が繰出し、人的資源の枯渇したことは、やむを得ざる不可避の現象であつたといへ、これが何より大きな原因であり、また戦争中は、あとは野となれ山となれ主義で掘つて／＼掘りまくり、坑内の荒廃を顧みないともなかつた濫掘が多量の支障を來しておるのである、その原因の一つであります。

さらに、重要産業として國家からその經營を保障され、炭價は後ぎめで、赤字の補填に苦しむ心配のない制度、すなわち採炭量の高が經營者にも勞務者にも直接に利害の關係がなかつたのでは、生産意欲の低下するものも當然であります。これではいけないというので、わが党内閣の当時、炭價の先ぎめで、制に努力し、現内閣において漸く実を結んで今日に至つたのであります。諸般の物價とにらみ合わせて適切な炭價を決定しておけば、掘れば掘るだけ經營者の利潤が増加し、經營者の利潤が増加すれば、それだけ勞務者の待遇が向上し、待遇が向上すれば、就業を希望して集まる勞務者も多くなります。去る七月、わが党の提唱した前ぎめ單一炭價を政府が採用して以來、全國の各炭鉱とも次第に活氣を呈し、本年度三千萬トン出炭の一環として誤せられた目標に対して、一月以降六月までは遺憾ながら十分なる成績をあげることができなかつたのであります。が、七月、八月は目標量をはるかに突破して好況を呈し、それがために衆參兩院において感謝決議文を送つたことは、皆様すでに御記憶の通りであります。(拍手)

政府は、國管法の実施によつて、はたして増産を期せられる確信がありますのか、機械の變革により、かえつて減産を招くおそれはないかと、全國の炭鉱業者がいずれも危惧の念を抱いております。もちはもち屋で、石炭の

採掘については、多年その道に身を命を
投げこんでおる炭鉱業者が、一番よく知
つております。百歩を譲つて、國管法
の実施により減産の憂いは業者の危惧
にすぎないとしても、今や好轉しつつ
ある出炭現状の推移に鑑み、この
ままでも所期の目的が達成し得られ
るものならば、いたすらに機體い
じりを怠める必要はなく、機に臨み
姿に應じて最善の解決策を講ずること
が政治の要諦ではありませんか。一
派に偏したイデオロギーにとらわれ
て、面子を立てんとするがごとき政治
の運営は、極力これを避けなければな
りません。

今は國管、非國管の是非の議論をす
るときではなく、要は産業再建に所
要の炭量を確保すればよいのであら
うと想います。ゆえに、石炭の國家
管理はその時期ではありません。その
時期でないことを知りながら、むり
やりにイデオロギー一本で押し通す
とすれば、眞に増産のための國管か。
現在のごとく政府の施策ぶりでは、
電力・資材・資金等の融通不良のため、
いかに政府と鉱山業者及び鉱山労働
者が三位一体となつても、所期の増
産目的は達成しがたいと思つてあり
ます。政府はよろしく、この場合面
子捨てて、盡管者、勤労者の自発的
活動と創意と工夫とにより、石炭の
大増産に邁進すべきであらうと思ひ
ます。政府にしてこのの減産し

た場合、どんな責任をとるのか、われわれは、この点に深甚な関心を拂うものであります。

國管にすれば資材と金融は十分に考慮するといふが、今日まで政府が、資材の獲得に多くの役人を使用して、死物狂いで資材を獲得することに努力してゐるが、炭鉱には一向に資材が入荷してゐないのが現状で、たとえば石炭採掘資材として配給されておる量は、大炭鉱で資材配給大体七割程度で、あと三割はやみ物資を購入してゐるのが現実で、なお中小炭鉱に至つては四割の配給で、残余の六割はやみ物資を買いつつある状態でありまゝ。配給のみに依存して石炭を採掘するとなれば、年産千五百万トン以上の生産はまづたゞ困難であるといふことは、否定することはできない事実だろふと思ひます。

買入資材のおもなるものは、杭木、ワイヤー・ロープ、電線、レール、電氣器具、機械器具、レール附属金具、油類等、他にも必要なる資材があつたと思ひますが、こんな状態で國管にすれば、資材と金融の面を円滑に流通することができであらうと思ひます。すか。もし、かりにできるとするなれば、民営でも石炭増産のために資材と金融の重点流通をはかるべきで、金融にしても、資材配給にしても、円滑な流通をはかつてもらいたいと業者から陳情された場合は、業者に對して、な

い袖は振れないと言つて威嚇するのが官僚統制の惡弊であつて、國管の二字がつけば、ない資材が出るだらうか。そんなうまい手品は、水谷大臣や和田安本長官にはできません。

金融についても、國管にすれば資金貸出をよくすると言ひが、今まで業者が政府の命令によつて出したところの原價計算できまづた石炭代さへも拂いかねておるときに、これを國管にすればただちに要るだけ支拂うといふのは、國民の利権を叫んできた政府が、黒い石炭を赤く染める場合には拂ひ、そんでない場合は金の支拂を不円滑にするといふならば、石炭の増産はどうでもよい、資材配給や金融すら、ただイデオロギーによつてのみ支配されておると言われても、答弁の余地はなかりと思ひます。この思想と主義が腐敗墮落した官僚の横暴となつて、國民が泣かされておるのであります。この横暴な官僚が炭鉱に入りこんだとき、炭鉱の治安は乱れ、信義は低落して、石炭の増産どころか、減産あるいは溜堀があるのみだといふことを、ここに断言いたします。

日本の電力國家管理は不成績で、國家管理をさらに一歩進めた鉄道並びに通信事業の國有國營も不成績であります。先年、第一次欧州大戰直後、ドイツに炭鐵社會化問題が論議されたときも、炭鐵國管は全負反對で、その理由とするところは、一、小規模事業に對

する過剰な官吏、二、不必要な轉動、三、民間会社に比し低い給與、四、自由な活動制限、五、財政問題に對する責任感の欠如、六、複雑な法の拘束、議會の制限、七、決定の遅延。

【發言する者多し】

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○今村長太郎君(續) 八、名譽心と義務觀念の喪失等で、ドイツの炭鐵國有國管は遂に失敗に帰したのであります。國有國營、國家管理の不成績は、いずれの國も同じことであるで、かわらぬ、また從來並びに現在の國有國管もしくは國家管理下におけるあらゆる産業が失敗しつゝあるにもかかわらず、石炭だけが例外だといふ具體的理由を、政府は少しもあげ得ない。これすなわち、政府がたゞ社會主義イデオロギーのみにとらわれ、石炭増産について少しも誠意がないと斷ずるゆゑんであります。

すなわち政府は、この際炭鐵國管案を撤回し、その間に電力國家管理や鉄道並びに通信事業を思ひ通りに改善し、政府の信念の誤りなきことを実績において示し、國民を得心させた上、炭鐵の國家管理を改めて考究すべきであることを、ここに強調いたします。

【發言する者多し】

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○今村長太郎君(續) 以上の理由によ

つて、われらは、この臨時石炭鐵業管理法案にも、同じく修正案にも、絶対に反對するものであります。

鐵工業委員會は、本日圧倒的多数をもつて、原案をも、修正案をも、ともに否決したものであります。このことは、もとより當然である。まさに、本問題に對する國民の声を代表せるものと云ねばなりません。賢明なる諸君は、新憲法のもと、議案審議の中心たるべき常任委員會制度の意義を了承せられ、鐵工業委員會が圧倒的多数をもつて否決した臨時石炭鐵業管理法案並びに同修正案を、全員こぞつてこれを否決せられんことを熱望いたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 村尾薩男君。

【村尾薩男君登壇】

○村尾薩男君 私は、日本社會黨を代表いたしましたして、委員長の報告に反對し、修正案に賛成の意を表するものでございます。(拍手)

ただいま自由黨を代表して種々な御議論があつたのであります。顧みますと、炭鐵國家管理法案が提出されるといふことが明らかにありますや、東京の一角に、ただちに反對同盟本部なるものが結成されて、その後ずつとあらゆる方面に猛烈なる活動をしていたことは、全國民が知るところでございます。(拍手)また私も、鐵工業委員會といはしまして、実に今日に至るまで二十六回の討論質疑を繰返したので

ございますが、この討論たるや、あるいは十分な意見も、りつぱな御意見もあつたのでありますけれども、しかしながら、眞に建設的な意見といふものはごくわずかであつて、むしろ、引延しの討論が多かつたのでござい

ます。この長い間の討論を凝まして、最も明らかにした点は、さつきの自由黨の代表者が述べられた中にも最も強調された点でございましたが、この法案は増産法案ではなくして減産法案であるといふやうなことであります。

【その通りと呼び、その他發言する者多し】

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○村尾薩男君(續) その減産になる一番の理由は、事業家の生産意欲を減退させる、これが最も大きな減産の理由であるといふのに集中されるかのごとくでございます。しかしながら、これはすべてのまじめな國民が了解するやうに、業者の方の意思のみで増産ができるものでもない。むしろ、従業員にあふれるやうな生産意欲があつてこそ、初めて増産が可能なのであります。(拍手)

またさつきの論者は、事業家ももちろん反對である、労働者までも反對であるといふやうな、初耳のことを申されたのであります。しかしながら私は、率直に——これは自由黨や反對派

の方々は初耳であるかもしれないけれども、むしろ中小炭鉱業者や、あるいはまじめな炭鉱業者、労働者と一体になつて生産に邁進しようとする業者は、むしろこれに賛成しておるのでございませう。(拍手)管理をされて、あるいは指定管理を受けて、政府が補償し、國民が負担した資金がどういふふうに使われておるかというのを知らない人たちが、あるいは資材を買つても、それを大勢の前に公開したくない事業家、これらの腹の黒いと申しますが、暗い事業の好きな人たちは、あるいは反対するかもしれない。しかしながら、眞に進歩的な労働者、技術者、あるいは大衆の前に明らかにし得る、はつきりした明朗な立場でやつていこうとする進歩的な事業家であつたならば、決してこの法案に反対はないはずであります。(拍手)現にそういう事業家があるのであります。

さつきの弁者は、業者はもちろん反対だ、あるいは労働者までも反対だと言われたが、これは私の方から返上する。むしろ、業者のまじめな方々は、労働者諸君、技術者諸君と一緒にやつて、この法案をりつぱに生かす、はつきりした態度をもつておると、私は確信するものでございませう。(拍手)

今日増産を阻んでおるのは、御承知のように、あるいは資金である。あるいは資材である。これらの問題に對しまして、この法案が石炭行政を一元化

して、そうして資金の面につきまして、他を犠牲にしてこの炭鉱業に注ぎこもうというのであります。また資材につきましても、あらゆる資材が不足しておるときに、他の産業を犠牲にし、多くの國民大衆に迷惑をかけ、犠牲をかけてでも、大事な石炭業に對しては、この犠牲を承知の上で注ぎ込もうとしておる。これらに對しまして、責任のある業者は、かく／＼のごとくあつたということをはつきりすべきであります。

また、この法案が一部の急進的な労働者諸君には、確かに批判があるかも知れない。しかしながら、炭鉱業に働いておるところのまじめな、堅実な労働者諸君が、この法案におきまして、生産協議会によつて生産に關與する機会を與えられておるのであります。團體協約による經營協議会並びにこの法案によつて規定されましたところの生産協議会を正しく強く運営することによつて、労働階級、炭鉱従業員が正しくその生活を擁護し、かつまた労働階級一般の前進のための先頭に起つことができると思ふのであります。かかる意味からしまして、この法案が決して飛躍ではない、現実に即したところの一步前進である、こういう意味におきまして、私も日本社会党は、この修正案に對しまして積極的に賛意を表するものでございませう。

反対派諸君、私は逐條にわたつてこ

の法案を今説明する時間がありませう。また遠慮いたします。しかしながらこの法案は、この意味においてまことに歴史的なものでございませう。この法案は、石炭増産のために、労働階級があるいは國民が民主主義のもとに、政治的にも経済的にも一步前進するために最も徹底的な法案である。

(拍手)またこの法案を、企業の明朗化を阻む、まづ黒い反動勢力、封建的な勢力がまづ／＼から押しつぶそうとしておるのである。(拍手)／＼のう意味において、この勝敗は日本の前進のためにまことに歴史的なものである。願わくはこの議場におられるところの議員諸士は、あらゆる意味におきまして、まじめにこの法案を検討し、良心の命ずるところによつて、國民大衆の環視のうちに、この進歩的な立場の法案の修正案に對しまして御支持あらんことを切望して、この壇を降る次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 前田正男君。

○前田正男君登壇

○前田正男君 私は、第一議員俱樂部の反対側を代表いたしまして、修正案及び原案に對して反対の討論をいたすものであります。先ほど社会党の村尾君から、反対派の者には反対同盟ができて、／＼のうわさがあるということのお話がありましたが、私は別に經營者側でもあるいは労働者側でもありません。私は、今まで自分が産業に

關係してきましてところの経験からしまして、本法案は管理上から言つて決して能率的なものでないということを考えるものであります。(拍手)／＼のうやうやない／＼なデマを飛ばされ、私どもの鉱工業委員会が／＼／＼運営されております中に、私どもは／＼／＼のうな話を飛ばされたということに對して、われ／＼委員の權威に對しまして、はなはだ遺憾に存するものであります。(拍手)

少くとも私たちの委員会は、五月の終りごろから、ほかの委員会に比べて非常に熱心に討論してきたつもりであります。また私も、できるだけまじめに出席して、眞剣な意見を述べてきたつもりでおるのであります。この國會の中に、まづ／＼のう反対側の意見の者はどうであるとか、どうであるとかいふやうなうわさを飛ばされるということは、私たち國會のために、またわれ／＼常任委員会の委員の一人として、はなはだ遺憾とするものであります。(拍手)

この法案の討論をいたすにあたりまして、私たちが日本の産業の再建のためには、この原材料の増産が必要であるということは、まことに／＼のうなことであります。しかしながら、／＼のうな原材料の増産方策につきましては、私は少くとも、これを國家管理というよりな立場から取上げるにつきては、／＼のうと眞剣な、総合的な計画という

ものが必要であると思ふのであります。私は少くとも、／＼のう重大なる産業を——日本の再建の基礎になるところの重大なる産業を國家が取上げるという以上は、／＼のうが再建に必要であるところの行政整理でありますとか、企業整備であるとか、あるいは／＼のうな経済体制でいくべきであるとか、／＼のうな、私たちの將來を描くべきところの産業のあり方というものをよく考えまして、それには／＼のうな年次計画をもつてやつていくべきかということをよく研究してから、私たちは國家的に取上げるべきものじやないかと思ひます。もし、この管理を國家的に取上げ得ないで、／＼のう臨時にやるといふやうに、この紙に書いておられますが、／＼のうにやるものならば、何もこれは國家管理にする必要はないのではないかと思ふのであります。

私はこの点につきまして、委員会で商工大臣によく聞いたのであります。が、これは一時的な、臨時的な案である、／＼のうなことをおつしやつたのであります。もし一時的な、臨時的な案であるならば、私たちは、／＼のう將來の日本の総合的な計画が立つていないときにおいては、やはり増産の助成案というものを出すべきではないかと思ふのであります。これがために、私たちは決して政府の今やつておられることについてとやかく言

うのではないのでありますが、政府がさきに発表されましたところの石炭非常増産対策要綱というものは、これは大臣のお話を聴きましても、労資とも相当の了解を得たということを開いております。この対策要綱の一番しみに、この所期の成果をあげ得ない場合には必要な法的措置を講ずる決意があるというふうに書いてあります。この必要な法的措置をとるような、そういう増産対策をどうして立てないか、そういう助成案をどうして立てないか、私ははなはだ、その点をふしぎに存するのであります。

このことにつきまして、皆さん御存じのように、マツカサ一元帥からも手紙をいただきました、それにも具体的な政策を緊急に取上げるようにというふうに指示が書いてあります。私たちは、決してこの生産を増強するために國家的に必要な法案を取上げる必要がないと言っているのではありませんが、私は、この管理案という立場で取上げる必要はないと思うのであります。少くとも管理というものは、その責任の伴わないような管理を考えると、いうことは、はなはだ不明朗なものであります。決して能率的なものではないと思います。

この法案を読んでいただきましたらわかりますが、一体どこに責任があるのか。政府は官僚統制をしておるようでありながら、その政府自身は、全然

責任がありません。官吏自身には何ら責任がないのであります。しかも、経営者はこれによつて非常な統制強化を受けるだけでありまして、こういうことでは、私はほんとうの増産にはならぬと思います。

現在日本が非常に困つてるときに、國家から優先的に資金であるとか資材であるとかいうものを重要産業にまわしている以上は、これに對しまして、社会党が言われるように、國家的に監査をするということの必要性は認めます。しかしながら、その監査に伴うところの企業いろいろやりにくいことに對しては、政府といたしまして、十分に効果の上のような対策を講じなければならぬと思うのであります。たとえば、非常増産対策に書いてあります二十四時間体制を確立すると、あるいはまた高拂い制をとるとか、あるいは所得税の免税点を引上げるとか、あるいは職場規律を確立すると、こういうような問題を政府自身も責任をとつて取上げていく、あるいは労働者も、労働法に書いてありますように、公共事業としての責任をとる、こういうことで初めて、國家から監査を受けることに伴うところのいろいろな経営上の主張に對しても、ブラスされる場所があるのであります。

私は、経営者だけに責任を負わさないで、経営者も、政府も、労働者も、三者が皆責任を負うような増産案を考

えなければならぬと思うものであります。(拍手)これを國家管理というような形式でやるならば、やはり総合的な計画でやるべきでありまして、こういうふうな具体策をもつたところの助成案として取上げていくべきものではないかと思うのであります。(拍手)すなわち、こういうようなことでは、先ほど來労働意欲が向上されるというお話もありましたが、私ははなはだ疑問をもつものであります。私は労働意欲の向上のためには、所得税の免税点の引上げであるとか、あるいはまた高拂い制をとる方が、よほど労働意欲が向上されるのではないかと存するのであります。

いろいろお話もありましたけれども、工場等におきます労働者の方からも、ほとんど全部、この案にありま

すところの官僚統制的な空氣に對して修正の意見が出ておつたのであります。よくこの御意見を聴いていただき

と思ひます。皆さん御存じの通り、この石炭局のうしろには、商工省、安本というふうな官廳がついておる。そこから命令がくるが、一旦官吏になれば、これは政府の命令に従うのであります。すなわち、これを官僚統制でないといふことは、私ははなはだ疑問とするものであります。(拍手)しかもこの法案には、そのうしろに罰則がついております。官僚のやる手は、必ずこの手でありま

す。皆さんがよくお考えになりましたならば、これで官僚統制の強化でないとは言われなはずであります。(拍手)

以上のように、いろいろ生産の制限をつけられ、さらにこの案の内容を読んでいきま

したならば、はたして労働者が産業意欲を向上できるかという疑問がわ

かと思ひます。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○前田正男君(続) 私は、こういうむだな人であるとか、書類であるとか、時間であるとか、そういうものに費されるようなことでは、ほんとうの管理はやれない、こう存するのであります。

特に皆さんが、この法案の一番大事でありますところの炭鉱管理者の立場になつていただきましたならば、よくおわかりになると思ひますが、現在いろいろな事業の管理をするときには、現在の事情は皆さん御存じのように、いろいろと思ふようにはできません。これには現在の統制経済の欠陥もありまして、なか／＼適宜な処置が行えないのであります。ところが、これはこの法案に書いてありますように、計画であるとか、実施であるとか、それに対する監督局のいろいろな案でありますとか、そういうことによつて統制されてきますと、實際この案の中心になりますところの炭鉱の管理者は、仕事ができない。仕事がやれない。適切な手が打てない。今こうしたならば増産できる、今こうやつたらトーンでもよいできるといふときに、一々計画の許可をもらわなければならぬ、それには書類を出さなければならぬといふことでは、ほんとうの増産はできないと思ふのであります。

私は、自分も経営の技術者といひまして、管理に携つていた経験があるのであります。そういうふうなごまかい監督を受け、そういう軍管理のような官僚統制を受けては、實際の仕事はできないのであります。よくその管理者の立場というものを、私たちはここで明らかに述べておかなければならぬと思ふのであります。

こういうような観点からいたしましたら、私は、この案に書いてありますよ

うに、國管意欲に燃えて増産するよう
な、そういう積極的な意思のある管理
者を実際に得ることは困難であると思
います。その自分の職業のために、自
分のその日の糧を得るためには、それ
は管理者になる人もあるでしょう。し
かし、この案が期待しておるように、
この案の中心になつておるような、積
極的な意思をもつて、どん／＼具体的
な隘路を開いていこうという積極的
な管理者を得ることは、實際上困難で
あります。私は、こういう点からいつ
て、この案がほんとうに実施されたな
らば、ほんとうの増産は期待できな
いと思うのであります。

私は、以上の点でいろいろと問題に
しなければならぬことがあるのであり
ますけれども、さらに私どもといたし
ましては、この問題について申したい
ことがあります。ただ私があまりよ
けいしやべりまして、しかたがあり
ませんから、なるべく簡単にいたしま
すが、ただ、先ほど社会党の村尾君
が、実は私たちの委員会のことに對し
て相当言及されたのであります。私
は、この演壇に登る前、先ほどのお話
を聴くまでは、委員会の話はしないつ
もりでおつたのであります。が、そうい
うことをお話されては、私としても一
言述べないわけにはいかなないのであ
ります。

てきたつもりであります。われ／＼委
員会は、まじめにやつてきたつもりで
おるのであります。「何がまじめだ」
と呼び、その他発言する者あり。よく
出席しておると思ひます。それが、
ここ数日間には非常に政争の具に供
されたために、われ／＼委員会に事
実上審議がでなかつたことは、非
常に残念に思ひのであります。(拍
手) 私は、この点が非常に残念であ
りますから、私たちの立場から、いろ
いろとこれが難航をとりましたけれど
も、その難航の勢はみごと信義を裏切
られたのであります。私は、そういう
ような信義を裏切られたようなこと
で、私たちのこの委員会がほんとうの
有終の美をあげ得なかつたことにつ
いては、非常に残念に思つておつたの
であります。(発言する者多し)

私は、詳しいことは申しません。皆
さんが、われ／＼のここ数日間の委員
会の努力、その有終の美を出そうとし
たところの委員の努力に對しまして、
よくお考え願ひましたならば、おわか
りになると思ひます。(発言する者多
し) しかしながら、最後に至りまして、
賛成側の委員の人からも、われ／＼の
この氣持に御賛成願ひまして、本日こ
こに有終の美をあげて採決までに至り
ましたことに對しましては、非常にあ
りがたく、私たちも感謝したいと思つ
ております。(拍手)

案は結局人員とか書類とか時間とか、
こういったものがよけいに要しまし
て、決して合理的なものではなく、科
学的管理等は全然望まれず、非常に非
能率なものであると断定いたしました
ので、この法案に反対するものであり
ます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 吉田安君。
(吉田安君登壇)

○吉田安君 今や、石炭國管案の成行
いかに關しましては、全國民はもち
ろん、全世界の注視のまとなつてお
ると私は考へるのであります。(笑聲、
拍手) 従つて、これを審議するにあた
りましては、その賛否のいかんを問わ
ず、慎重なる態度をもつて臨むべきも
のではないか、かように考へるのであ
ります。以下、私は民主黨を代表いた
しまして、きわめて簡単に本修正案に
賛成の意を表したいと思ひるのであり
ます。(拍手)

すなわち本修正案は、先刻同僚松本
君よりその趣旨を説明に相なりました
通りであります。従つて私は、その内
容に對しまして、時間の關係上る述
べることを差控えますが、本案は、
産業の復興と民生安定のために、石炭
増産緊急措置として、まことに中正
妥當の組織法であるといふことを堅く
信ずるものであります。(拍手)

しかるに、この臨時石炭鑑査管理法
案に對しまして、はなはだ遺憾ながら
根強い反對があることは、御承知の通
りであります。私は、これほどの大き
な問題を審議いたしますのに、その
反對の根拠を伺いますと、この國管
案では増産にならないのだ。「減産
だ」と呼ぶ者あり。減産になるんだと、
それだから……

「専門的な委員会が否決したの
だ」と呼び、その他発言する者あ
り。

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願いま
す。

○吉田安君(續) それに對しては賛
成できないというのが御議論のようで
あります。諸君、わが民主黨も、これ
で増産ができぬようであつたならば、
もちろん賛成はいたしませんよ。(拍
手) しかるに、それはひとりわが党は
かりでなく、政府はもちろん、社会黨
も國民協同黨もまた同感であると私は
考へる。(拍手)

諸君、冗談ではないですよ。(冗談
じやないよ)と呼ぶ者あり)それほどの
大問題を、これほどの大法案を實行せ
んとするには、だてや物ずきでできる
ことではありません。

(発言する者あり)

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願いま
す。

○吉田安君(續) 断じてできないと
私は信ずるのであります。政府はもち
ろん、これを支持する興黨三派も、ま
つたく眞剣です。まじめですよ。(拍
手) これが一時の人氣とりや党利党略

でできる問題じやありません。眞剣で
す。まじめです。かつて政友会が――
「修正案に反對か」と呼ぶ者あり)かつ
て政友会が、役にも立たないあの陪審
法というものを強制的に實行せんとし
て、そうして……

(発言する者多し)

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に。
(吉田安君(續) ときの花井卓敬を
貴族院に送りこんで、民政黨の若槻
禮次郎氏と一騎討ちまでもさせて、あ
の陪審法をむりやりに通過させました
が、この法案は、そんな一時的な人氣
取りの法案とは断じて違います。(拍
手) そのことは、法案第一條にも明ら
かにあるじやありませんか。この法律
は、産業の復興と經濟の安定に至るま
での緊急措置として、政府においてこ
れを臨時に管理して、政府も、經營者
も、從業者も、その全力をあげて増産
達成に邁進しようと言つておるじやあ
りませんか。(拍手) 先ほどから反對者
の諸君の御議論を聴いておると、政府
に對して、誠意がないとか、準備がな
いとか、そういうことを言つて反對の
理由をいたしておられますが、なぜ諸
君は、そういう場合には、これに對し
て協力をしようといふことをお考えに
ならないのです。(拍手)

私はこの機会に思ひ出しますること
は、去る五月十九日に發表になりました
四黨政策のあの協定であります。一
体、何とあのとき四黨政策協定では言

うておつたか。必要とあらば、國家の重要産業に対しては國管もあえて辞せないと言つておられます。しかし、それはどういふところに國管をもつていくか、その産業はといえば、それは石炭の管理だといふことは、これは大野幹事長もお立合ひになつて、よくお承知の事です。なるほど、その後野党にお下りになりましたから、政策の違いとか何とかいふことで御反対になることも、私は御想像は申し上げますけれども、あの當時のことをひとつお考えになつたならば、むげに反対するための反対がどうしてできるかといふことをお考え願ひたい。政策の争ひは堂々と争つてよろしいが、ひとたび法案が通過いたしましたならば、それこそ政治家の態度を示して、そしてこれに協力することが……

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○吉田安君(続) これが私は國家の政であり、國民のための政治である、かように考える。(拍手)法案の要請する、三者一体になつてやろうというのも、そこにあるのであります。

私はかく論じますときに、いまだこの管理案のことを心靜かに考へてみたいのです。すなわち、何ゆゑにこれは現状のままでは年産三千万トンの石炭が出ないかといふことである。戦前五千七百万トンをね超えておつた。戦時中といへども五千万トンを確保しておつたでしよう。それが終戦後になりますと、二千二百万トンに落ちに激減したことも、皆さん御承知の通りです。

一休、これはどういふわけか。その原因はどこにあるでしよう。それは明瞭であります。戦いに勝つたために、露露生産をやつて、掘れるだけ掘り散らして、どの炭鉱もどの炭鉱も荒廢してしまつたからでしよう。また、きのうまで張り切つて働いておつたあの労働者の諸君が、ひとたび戦いに負け、この敗戦といふみじめなる有様に直面したときには、それは張り切つた氣持で捨て去つたでしよう。氣力も抜け去つたでしよう。

しからば、この状態になつておる今日のこの現状を、政府はただ見送つてよろしいでしようか。何とかここに手を打たなければなりません。依然として、ただ自由主義的資本主義の旧來のからに隠れて、ただ自然に放つておくというがごときことは、断じてとらざることであると私は考へる。(拍手)今やこの生産線を落脱せんとするところの炭鉱に對しては、よろしくこれを生産線に引上げてやるべきことが、これが國家の務めである。ゆゑに、このときこそ、ここにわれわれは國家意思を注入してやるべきことが一番大事なことではなからうかと思ふのです。(拍手)

諸君、はなはだお氣の毒であります

が、あの商工大臣であつた里島さんのときに、あれだけの熱意をもつて石炭増産にお努めになりましたけれども、なおかつ二千三百万トンに足らなかつたことは、皆さん御承知であります。しよ。(拍手)諸君、先日自由党の周東君は何と言つた。この國管案は大なる誤謬だと言われた。しかしながら、断じてこの國管は誤謬ではありません。これを活かし、これを増産案たらしめるには、與党三派共同の修正案によつての処方箋を書くよりほかはないのである。今日この処方箋によつて起死回生の方法を講ずるほかに、断じて方法はないと私は考へる。

諸君、いさすに反対せられたものの反対、結んでとけざる感情にかられての反対のごときは、政治家の断じてとるべき態度ではないと思ひます。(拍手)われわれは修正資本主義の立場をとつて、現場重点主義でありましたる先般の政府原案をどこまでも修正して本社重点主義に改めたといふことを申し上げまして、私は賛成いたす次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 高倉定助君。

〔高倉定助君登壇〕

○高倉定助君 私は、日本農民党を代表いたしましたとして、臨時石炭鑑査管理法に對しまして、鑑査工業委員長の報告に賛成するものであります。同法の原案及び修正案には、遺憾ながら反対するものであります。その反対の意

見を申し述べたいと存じます。

その理由をいたしましては、第一点は、本修正案の実施によりまして、政府は増産に對する確固たる信念をもたないこと、(拍手)第二点におきまして、本修正案の実施によりまして、國民經濟の全面的非能率を誘発するおそれある点、第三点、本修正案に對して、國民經濟を實踐に供すること、その他いろいろ反對理由はあります。が、時間の都合上、以上三点を要約いたしました。その反對理由を申し述べます。

第一点、政府のは増産に對しての確固たる信念を有しない点は、御承知のごとく本臨時石炭鑑査管理法が上程され、委員会に付託と相なり、審議に付されましてから、今日まで約六十日の長月を費され、その間、委員と政府との間に熱心なる質疑應答を重ねられ、また業界の權威者や経常者や、あるいは労働員等の数十名を集めまして公聴会を開き、その意見を聴取された経過を顧みまするときに、この法案に對しましての賛否は、原案に對する賛成者は遺憾ながら少数でありました。(拍手)

反對諸君の意見は、この法案実施によつては、明年度より三千三百万トンの目標増産は絶対に不可能であつて、むしろ減産に至ると存せられておるのであります。殊に労働関係の代表者の人々も、この國管といふような宙ぶらりんな案よりも、年頭一歩を進めて國

營にせよ、これさうなわち、社會黨が選挙當時その重要政策の一つとして國民に公約したところの大きな時局ではないかと、強く論難されたのであります。

また委員会におきましては、各委員の眞剣なる質問に對しまして、政府の答弁があまりにも内容調査が不用意であつた。最も重要な点は、この法案実施の點は必ず目標値を突破できる確信があるかどうかとの問いに對しまして、この重大な質問に對して、片山總理あるいは水谷商工大臣は、ほんとうに確信のある、われわれに納得のいくところの回答を與えられなかつたことは、まことに遺憾に存するのであります。(拍手)この不用意、かくのごとき薄弱なる、確信のない政府が、はたしてこの増産をなし得るかどうか、大きな疑問があります。断じて私はできな

いと思ふのであります。(拍手)

第二点、國民經濟の全面的非能率を誘発するおそれある点は、一般的に論じまして、戦後の復興經濟が能率の増進を要求いたしますことは言をまちません。わが産業界は、右の要請に正反對であります。能率の低下を來し、低能率がわが産業の特有の時代的形態を形づくつておるのであります。この低能率をいかにして平常能率に回復し、さらに進んで高能率に導くかという点が、私どもに課せられましたる重大なる使命の一つでございます。私

どもは、いやくも低能率を来すおそれのあることは、現下の状態といひましては、一切これを避けなければなりません。

ただいまは、諸般の産業が再生産の基礎を維持することができないようになつておるのであります。特にこのことは、基礎産業の方面において著しいのであります。過剰労働の搾取によつて資本の蓄積をはかるなどということ、現在のわが産業界におきましては、特殊なる例外を除きましては、ほとんど不可能なのであります。インフレーションを奇貨として物資の退蔵をなし、値上りによつて不労利得を試みるか、または統制に便乗して、統制手数料等の名のもとに巨大なる中間搾取をなすか、あるいは横流しをなす等、ことごとく流通消費の面に依存して利潤の追求をやつておられて、まじめに、勇敢に、自主的に生産面に努力しているものは、ただ農民と漁民を除けば、ほとんどその意欲さえ失つておるのであります。

この際わが國民經濟を復興するためには、われらが資本主義を維持する限りにおいては、第一に、盛んに企業家の関心を刺激して、企業心を流通面より生産面に轉換すること、第二に、労働能率を向上すること、この二者であります。企業心の旺盛と労働能率の向上のないところには、生産能率の増強は絶対ないのであります、この二者は

不離一体の有機的關係をもつて作用するのであります。

本案によつて、事業主、炭鑑管理者、生産協同会、労働委員、さらに地方管理委員会、全国労働委員会、商工省、經濟安定本部等複雑多岐な組織によつて炭鑑業を經營いたしますときは、炭鑑業者の企業意欲は生産責任者によつて中斷せられ、生産責任者の企業意欲は炭鑑業と生産協同会によつて制御せられ、かくて本案の実施によりまして、石炭鑑業界から全面的に企業意欲が驅逐せられることは、予想にかたからざる事實であります。企業心の喪失したところに労働能率の充實を要求することは、あたかも、降伏を發表した後において勇敢なる突撃を兵隊に要求するやうなものであります。生産者、労働者が有機的關連によつて形成する社会組織体でありますから、ひとり労働能率のみの充實を求むことは、不可能なのであります。

資本主義社会下におきましては、生産と個人的企業とは、元來不可分の關連をもつてあります。以上の理由で、本案の実施によつて石炭鑑業が非能率に陥ることは大体明らかかのようにあります。一体この國民經濟の基本を形づくるどころの石炭業が非能率になりますときは、全面的非能率を誘発するおそれが、ほとんど確定的と申してもよい次第であります。(拍手)かよう

な理由で、本案の実施は石炭鑑業の非能率を招来するのみならず、全生産業の非能率を誘発するおそれがあるため、これに絶対反対せねばなりません。

第三点、本案の実施は國民經濟を實現に供すること。反対理由の第二点で申しましたように、本案は非常な危険性を有する案であります。しかも、石炭鑑業の興廢は國民經濟の興廢を決する主要なる素因を有するのであります。さうな理由から、本案は慎重考慮の上になさなければならぬのみならず、具體的事實によつて本案の実施が石炭増産を保証することが實証されておらなければなりません。實驗的にやつたらよからうくらの考えで本案を維持したり、または一政府や一政党的面目問題等でこれを實施いたしましたならば、日華事變や太平洋戰爭をやればよからうというくらの考えで國民の生命と民族の運命を實驗に供した結果、今日の悲慘事を引起したと同様であります。第一、本案の実施が不結果であつた場合は、政府及び與黨諸君は、國民に対して重大なる責任を負担せなければならぬのであります。(拍手)責任者が政治的の責任を負わされただけでは、失われたる民族生活は回復しないのであります。私も心が憂ひまことに断ちがたいものは、この点にあるのであります。

國外の事例で申しますれば、英國の炭鑑國營が能率の低下を來し、實施わ

ずかに一箇年余りで輿論の排斥を受けられている点、國内の事例でいたしますれば、國有炭鑑が、同一條件の他の炭鑑に比して非能率である点、特にわが國においては、國營事業は大体において非能率の非難を受けている点等より考察いたしますときは、本案の実施は、すなわち確実なる事例によらず、一時の思ひつきによつて國民生活を実現に供するものでありまして、断じて許すべからざることであります。

以上三点の理由によつて、わが日本農民は反対を表示するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 谷口武雄君。

(谷口武雄君登壇)

○谷口武雄君 私は、ただいま上程になりました臨時石炭鑑業管理法案に対して、國民協同黨を代表いたしまして賛成の意を表します。(拍手)

いまさら申し上げるまでもなく、石炭の増産なくして産業の復興なし、わが國の經濟再建は一にかかつて石炭増産にあることは、今日國民の常識であります。今日の至上命令であります。しかるに、増産の大きな隘路となつておるものは、資金、資材及び職場規律並びに生産意欲の低下にありということができると思ひます。従つて、この隘路の打開こそ、緊急を要する問題であると思ひます。

まず資金の面であります。石炭鑑業という企業は、現今の國民經濟の

もとにおいては、あまりにも莫大なる資金を要するために、民間の資金のみにては、いかんともなし得ないのであります。これが打開には、どうしても國家資金を仰がなければならぬ実情にあるのであります。また資材の面におきましても、長年にわたる戰爭の結果、あらゆる資材が欠乏いたしました。國內の需要を満たすことはとうてい不可能な現状にあるのであります。

従つて、これまた國家の力に頼らなければならぬのであります。このために、從來から資金、資材、労務と、あらゆる手段を講じて石炭生産重点主義を採用してきたのであります。なおかつ資金も資材も労務も十二分に活用されず、期待する増産目標を達成し得ない現状であります。従つて、この際あらためて思い切つた、徹底した対策を講ぜなければならぬと思ひます。

今やわが國民は、非常な窮乏のうちにあつて、政府の石炭鑑業に対してとられた重点主義、すなわち資金、資材及び食糧並びに労働者用品等が優先的に石炭鑑業に供給されておる点について、何らの不平を言わずに協力しておるのであります。政府は、一般産業と一般國民の生活に多大の犠牲を強いながらも、最大限度の生産諸要素を石炭鑑業に投入していく以上、國民に対して石炭増産の責任を負ふことを強く自覚すべきであると思ひます。

(拍手)かかる点よりして、このたびの炭鉱國管の意義が存すると確信するものであります。

去る五月十六日に開かれた第三、第四次幹事長会議において成立いたしました政策協定の第二項にも、明らかに、「生産増強のために超重点産業政策をとり、重要基礎産業は必要に應じて國家管理を行ふ」とありまして、自由党におかれましては、この点何ら反對する理由はないと思つております。

ただ、政策協定第二項但書において、「但し、國家管理は官債統制方式を排して民主化されたものとする」とありますが、この臨時石炭炭業管理法は、決して従来のような官債統制方式を採用してはおりません。何となれば、炭鉱管理委員会が國家管理の運営の面に當るのであります。その炭鉱管理委員会の人的構成は、民間の各方面にわたるエキスパートの動員と、労資双方の公平なる代表よりなるものであるからであります。たゞ炭鉱國家管理の政府機構といたしまして、石炭局が當るといたしまして、それは國家管理の當然の措置でありまして、これをもつて従来の官債統制と同一なりと斷ずることはできないと思つております。(拍手)

右の点よりしまして、この臨時石炭炭業管理法は民主化されたものであります。しかしながら、要はこの法律の運用いかんにあるのであります。

いかに法文はつばに民主化されておりましたが、運用を誤れば十分なる成果をあげることは不可能となることを注意しなければなりません。従つて、この臨時石炭炭業管理法の運用にありましては、法案の目的が石炭増産にあることを認識いたしまして、官僚独善の弊に陥ることを深く戒めなければならぬと思つております。また炭鉱経営者並びに炭鉱労働者は、現在における日本の國情を自覚せられまして、石炭増産は日本再建のために、また民生の安定のために必要欠くべからざる公的企業であることを認識され、ために政府が乏しい國力の中から、他の産業と一般國民の生活の維持においてまでも石炭増産のために生産に必要なる諸要素を振り当てておることを固に銘じて、その責任の重大なることを自覚し、そして職場規律を確立し、生産意欲の高揚をはかつて増産に邁進し、この法案の目的が達成されんことを期待してやまないものであります。

要は、日本再建のためであります。現今のわが國の産業経済の事情はあまりにも切迫しておりまして、石炭の不足はわが國産業を破局の一手手前に迫り、また家庭は毎夜の停電を余儀なくせられ、また列車は冬を迎えて大削減が再び訪れようとしておるのであります。われわれは、ここに石炭危機の現実を直視いたしまして、イデオロギーにとらわれず、政党政派を超越して、

また政府も炭鉄経営者も炭鉄労働者も、以上の点をよく認識せられまして、三位一体となつて、この法案をして石炭増産の源泉たらしめなければならぬと信ずるのであります。

〔發言する者多く、議場騒然〕
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○谷口武雄君(統) 以上の理由によりまして、私はこの法案に賛成いたしまして、一日も速やかに実施されんことを望む次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 徳田球一君。

〔徳田球一君登壇〕

〔發言する者多く、議場騒然〕
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○徳田球一君 私は、何によりまして最後に、わが共産黨の意思を表明いたしまして、この法案がいかに反労働者的であり、反人民的であり、これがいかに資本家の腹を肥やしつゝあるかという点を申し上げまして、絶対に反對するものである。

わが黨の反對理由は、これは自由黨とはまったく異なるものでありまして、われわれの反對理由は、これが社会主義への途の發展でないところにあります。これはイデオロギイ的であるから自由黨は反對であると申しますけれども、そうではない。これはイデオロギイ的ではない。これは民主黨に指導せられて、すつかりスポイルされておる法案

である。これが社会主義のイデオロギイによつて、労働者のイデオロギイによつてつくられておるものならば、われわれはこれが不完全であらうとも、これに賛成するものである。しかるに、これはまったく……

〔發言する者多く、議場騒然〕
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○徳田球一君(統) 骨抜きにされて、無意味なものに陥つておるのであります。

そも、現在の石炭の増産ができないということは、これは現在の官僚統制のもとに、やみとインフレが増大しつゝあるところにある。あらゆるものは、この官僚統制のわくを突破しない限り、いかに生産を増強しようといえども、これは不可能の事實だ。三千万トンを出せば、金はもたない。三千万トンを出せば、資金と資材とはもたないものである。従つて、いかにこれが管理をしようと言つたつて、この管理をしてみたら、この管理は單に資本家に対して資金と資材とを供給することが目的であるがゆゑに、三千万トンを出せば、資本家はこれは不利になるのである。だからして、管理法案をもつては、いかにしても三千万トンは出ない。今の官僚統制、このやみとインフレとを徹底的に克服することにしておいて、初めてこの國管が有利になるのである。そうでない限り

り、これは無意味である。

しかるに、この管理法案は、この修正案によつてまったく骨抜きになつておる。社会黨は、これによりまして労働者に対して厚生設備をうんとやつて、労働者を満足させて、しかる上にこの増産をしようと云うけれども、しかしながら、この法案、これが修正されたところを見れば、これは労働者をまったく無視しておるではないか。労働者の厚生設備どころか、労働者をして權利を失わしめるようにできておるではないか。

現に、この原案の三十九條、これが修正されて三十五條になつておる。その最後に、労働条件に關して、労働者、従業員、待遇に關しては、石炭局長の裁定を求むるについては、命令の定むるところにより、生産協議会の議決または従業員の同意を経た場合に限るとしてある。これは労働者の待遇を決定する場合に、労働者の同意を得なければならぬことになつておる。しかるに修正案は、この労働者の同意を削つておるではないか。生産協議会のあれさへも削つておるではないか。これでも、いかに労働者の労働条件を無視し、これを踏みにじる土台になるかは明らかではないか。しかるに諸君は、これをもつてはなお労働者のために意欲を生ぜしむるということとは、どこを押せば言えるのか。

さらに……

「原案に賛成せし」原案よりなお悪いんだと呼び、その他発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○徳田球一君(続) だまつておれ。やかましう言へば、いつまでも立つておるよ。

「議長、注意」と呼び、その他発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○徳田球一君(続) さらに、この修正案は、生産管理者の管理権をほとんど踏みにつて、これをすべて事業主に與えることになつておる。すなわち、この生産管理者は事業者の番頭に陥つてゐるのである。一切のこの任命、一切のこの生産の計画は、事業主が承知しない限り絶対に行われないのである。原案はもちろんだめだ、のみならず、さらにその原案にかかる修正をして、かかる骨抜きにして、しかも、なおかつ諸君がこれに賛成するといふところに、ここに諸君の墮落がある。ここに社会党の墮落がある。(拍手)この原案は、むろんこれはだめだ。自由党もなおかつ私の言を傾聴しておる。すなわち、資本家の代表といへども、なおかつ共産党の言を傾聴するところに価値があるのである。(拍手)諸君は一層まじめに聴くべき必要があるのである。

さらに、この生産協議会においていかなることがなされておるか。いかに、この生産協議会が何を審議してみたところで、事業主がこれを承知しない限り、これは何にもならないではないか。しかも、この事業主の同意を得た後さらになお官僚の同意を得なければならぬのである。この官僚がこれを承知しない限り、いかに生産協議会が審議してみたところで、何にもならない。従つて、これは事業主が一切を支配するのである。これは明らかに原案から——そも／＼の原案から資本主義的のものである。資本家の腹を肥やすためにできてゐるのである。

諸君は、社会党の諸君は、いかにもこの原案が社会主義的であるかのごとくはえてゐるけれども、現にこの点、そうではない。(はえてゐるとは何だ)と呼ぶ者あり(はえてゐるじやないか。君らははえてゐるじやないか。わあ／＼はえてゐるじやないか。芦田民主黨總裁は何んと言つた。芦田民主黨總裁は、社会党をして社会主義政策を行わせないのである。ちやんと手綱をとつてゐる。彼らにわがまをさせないのだと言つてゐる。彼らと妥協する点において、初めてこの原案はできてゐるのである。これが社会主義的でないことは明らかである。

この原案によつても、修正案はもちろんのこと、資金と資材をやる。この資金と資材を資本家が裏に使つてゐるのである。その資本家が使つてゐるが、何でもこれが社会主義的であるか。現に現在資本家が使つてゐる。これに對して資金と資材とを供給してゐるに對し、資本家はこれをやみに流してゐるではないか。資金といい、資材といひ、やみに流してゐる。このやみに流してゐるものを、社会党はどうだ。社会党は、ここに水谷長三郎君は商工大臣として実権を握り、さらに向うに鈴木司法大臣が、これを檢察するところの権利を有しておる。それゆゑに、この資金と資材とを實際やみに流して、これを生産に注入しない者、この生産をサボつておる者を、なぜ君ら二人がタイアップをして、どん／＼追究しない。これを追究して、これを檢察して、どん／＼監獄に送るがいい。数千人のこれらの事業家、これらの犯罪者を、諸君の手によつて処分するがよろしい。そうすれば、労働者みずからこれを管理するところの實際上の権利を握るであらう。そうすれば生産は増大する。増大するに違ひない。資金と、資材と、これはすべて労働者の管理によつて事実上増産ができることは明らかである。(名調子と呼ぶ者あり)

現に見る。ポーランドを見る。ポーランドの石炭の増産は著名ではないか。これは労働者がやつておるからだ。しかるに、イギリスを見る。イギリスがいかに國有にしてみたところで、社

会主義の名を冠した資本家保護のものである。いわんや、諸君のこの原案なるもののだらしないか。まづ、まづ資本家の腹に甘んじておるものではないか。これをさへもお君らが社会主義への第一歩だなんて、どこを押せば言へる。(拍手)

現に諸君は、この石炭國管を有利ならしめるために、労働関係調整法並びに労働基準法を改正し、そして労働強化を試みようとしておつたではないか。すべて労働者から權利を奪ひ、資本家のためにどん／＼彈圧して、これを牛馬のごとく、奴隷のごとく使おうとするところに、ここにこの國管案の魂胆があるのである。現に、これが八時間現場交代でやれば、いかなる炭鉱といへども……(発言する者多し)そんなことを言うなら、言わぬ。

○議長(松岡駒吉君) 徳田君、時間がなくなりましたから、結論を急いでください。

○徳田球一君(続) 向うがこういふふうになつてゐる。これではだめだ。(発言する者多し)議長は、議長の責任でもつてこれを制御してください。制御すべきだ。(発言する者多し)制御すべきである。

「発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君) 静粛に。

○徳田球一君(続) なぜ制御しない。時間を守るの、向うが制御されてからだ。

とにかく諸君は、この管理案を基礎にして、労働者に現場でもつて労働八時間、三交替しようとしてゐるではないか。

○議長(松岡駒吉君) 時間ですから……

○徳田球一君(続) 少くとも十時間、多ければ十三時間労働になるのである。かかる強度な労働強化をするがために労働基準法を改正し、さらに労働関係調整法を改正しようとしてゐるのである。すなわちこれは、労働者の權利を奪ひ、一切のものを資本家にささげようとしておるのだ。いよく／＼ますますやみを増大せしめ、いよく／＼ますます資本家をして國家を食い物にさせ、われ／＼人民、労働者、農民、一切の困窮しておる人々をさらに困窮させようとする案が、まさにこの石炭國管案である。

○議長(松岡駒吉君) 時間が來ました。

○徳田球一君(続) これがよい／＼イデオロギイ的になり、これがますます労働者のになり、これがますます／＼社会主義的になることにおいて、すなわちわが党の主張する國管人民管理によつてのみ生産の増強が達せられるのである。現に労働者諸君、全炭鉱労働者全國協議会は、この原案に對して反對しておるではないか。(拍手)修正案に對しては、なおさらそうである。労働者諸君が、この生産協議会に對して……

○議長(松岡駒吉君) 徳田君……

○徳田球一君(続) 代表者を送ること
を拒絶しておるのである。かかる状態
において、まづたたくこれが反労働者の
であることは明らかである。

【発言する者多し】

○議長(松岡駒吉君) 静粛に。

○徳田球一君(続) ゆえに、わが党は
絶対にこれに反対するものである。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は
終局いたしました。

これより採決いたします。本案の委
員長報告は否決であります。

まず松本七郎君外二名提出の修正案
を採決いたします。本修正案は、記名
投票をもつて採決いたします。松本七
郎君外二名提出の修正案に賛成の諸君
は白票、反対の諸君は青票を持参せら
れんことを望みます。閉鎖。これより
氏名点呼を命じます。

【参事氏名を点呼】

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れはあり
ません。——投票漏れなしと認めま
す。投票箱開鎖。開票。開鎖。投票を
計算いたさせます。

【参事投票の数を計算】

○議長(松岡駒吉君) 投票の結果を事
務総長より報告いたさせます。

【事務総長朗読】

投票総数 三百八十八

可とする者 白票 二百三十三

否とする者 青票 百五十五

【拍手】

○議長(松岡駒吉君) 右の結果、松本

七郎君外二名提出の修正案は可決され
ました。

【参事】

松本七郎君外二名提出の修正案を可
とする議員の氏名

足立 梅市君	赤松 勇君	鈴木茂三郎君	鈴木 雄二君
赤松 明勲君	浅沼稻次郎君	鈴木 義男君	角田藤三郎君
荒畑 勝三君	井伊 誠一君	田中 松月君	田中 健吉君
井上 良次君	井谷 正吉君	田中 松月君	田中 健吉君
伊瀬幸太郎君	伊瀬卯四郎君	田中 松月君	田中 健吉君
猪俣 浩三君	池谷 信一君	田中 松月君	田中 健吉君
石井 繁九君	石神 啓吾君	田中 松月君	田中 健吉君
石川金次郎君	石野 久男君	田中 松月君	田中 健吉君
稲村 順三君	今澄 勇君	田中 松月君	田中 健吉君
海野 三朗君	大石ヨシエ君	田中 松月君	田中 健吉君
大島 義晴君	大矢 省三君	田中 松月君	田中 健吉君
太田 典義君	阿田 春夫君	田中 松月君	田中 健吉君
加藤 勤十君	加藤シヅエ君	田中 松月君	田中 健吉君
加藤 静雄君	笠原 貞造君	田中 松月君	田中 健吉君
梶川 静雄君	片島 港君	田中 松月君	田中 健吉君
片山 哲君	勝間田清一君	田中 松月君	田中 健吉君
叶 凸君	金子益太郎君	田中 松月君	田中 健吉君
上林與市郎君	川合 彰武君	田中 松月君	田中 健吉君
川島 金次君	河井 榮蔵君	田中 松月君	田中 健吉君
河合 義一君	菊川 忠雄君	田中 松月君	田中 健吉君
菊池 重作君	清澤 俊英君	田中 松月君	田中 健吉君
久保田鶴松君	黒田 壽男君	田中 松月君	田中 健吉君
金野 定吉君	佐々木更三君	田中 松月君	田中 健吉君
佐竹 晴記君	佐竹 新市君	田中 松月君	田中 健吉君
佐藤觀次郎君	境 一雄君	田中 松月君	田中 健吉君
榊原 千代君	笹口 晃君	田中 松月君	田中 健吉君
重井 鹿治君	島上善五郎君	田中 松月君	田中 健吉君
島田 晋作君	鈴木 善幸君	田中 松月君	田中 健吉君

鈴木茂三郎君	鈴木 雄二君	山崎 道子君	山下 榮二君
鈴木 義男君	角田藤三郎君	山花 秀雄君	山本 幸一君
田中 松月君	田中 健吉君	吉川 兼光君	米窪 満亮君
田中 松月君	田中 健吉君	和田 敏明君	安東 義良君
田中 松月君	田中 健吉君	青木清左エ門君	芦田 均君
高津 正道君	竹内 克巳君	荒木萬壽夫君	井村 徳二君
竹谷源太郎君	館 俊三君	伊藤 恭一君	飯村 泉君
玉井 祐吉君	辻井民之助君	生悦住貞太郎君	菊木 一久君
土井 直作君	戸叶 里子君	宇都宮則綱君	打出 信行君
野老 誠君	窪吉 榮二君	生方 大吉君	馬越 晃君
中崎 敏君	中原 健次君	梅林 時雄君	小川 半次君
永井勝次郎君	永江 一夫君	小澤専七郎君	小野 孝君
成瀬喜五郎君	成重 光眞君	川崎 秀二君	金光 義邦君
成田 知巳君	西尾 末廣君	柳川 定秋君	木村小左衛門君
西村 榮一君	野上 健次君	菊池 豊君	北村徳太郎君
野濤 勝君	馬場 秀夫君	久保 猛夫君	栗田 英男君
林 大作君	原 彪之助君	小坂善太郎君	小島 徹三君
福田 昌子君	藤田 榮君	小林 運美君	小松 勇次君
藤原素太郎君	細川 隆元君	五坪 茂雄君	佐伯 宗義君
細野三千雄君	本藤 恒松君	坂口 主税君	櫻内 義雄君
前田榮之助君	前田 種男君	志賀健次郎君	椎熊 三郎君
正木 清君	松尾 トシ君	鈴木 親平君	鈴木彌五郎君
松澤 兼人君	松谷天光光君	關根 久藏君	岡田 直君
松永 義雄君	松原喜之次君	田中源三郎君	高岡 忠弘君
松本 七郎君	松本 眞一君	高橋 長治君	竹田 儀一君
松本 淳造君	葛田 五郎君	武田 キヨ君	橘 直治君
澤淵松太郎君	水谷長三郎君	岡司 安正君	坪川 信三君
武藤運十郎君	村尾 藤男君	寺島隆太郎君	若米地義三君
守田 道雄君	森 三樹二君	中垣 國男君	中曾根康弘君
森戸 辰男君	森山 武彦君	中野 寅吉君	中村 俊夫君
師岡 榮一君	門司 亮君	長野重石エ門君	並木 芳雄君
八百板 正君	矢尾喜三郎君	西山富佐太君	長谷川政友君
矢後 嘉蔵君	安田 静太君	原 彪君	一松 定吉君
安平 鹿一君	山口 静江君	福田 繁芳君	堀川 恭平君

山崎 道子君	山下 榮二君	三好 竹男君	村瀬 宣親君
山花 秀雄君	山本 幸一君	最上 英子君	八並 達雄君
吉川 兼光君	米窪 満亮君	矢野 政男君	山崎 岩男君
和田 敏明君	安東 義良君	山下 春江君	吉田 安君
青木清左エ門君	芦田 均君	米田 吉盛君	早田田勘右エ門君
荒木萬壽夫君	井村 徳二君	秋田 大助君	井出一太郎君
伊藤 恭一君	飯村 泉君	石田 一松君	今井 耕君
生悦住貞太郎君	菊木 一久君	大島 多蔵君	大原 博夫君
宇都宮則綱君	打出 信行君	岡田 勢一君	川越 博君
生方 大吉君	馬越 晃君	川野 芳満君	木下 榮君
梅林 時雄君	小川 半次君	吉川 久衛君	黒岩 重治君
小澤専七郎君	小野 孝君	小枝 一雄君	河野 金昇君
川崎 秀二君	金光 義邦君	酒井 俊雄君	笹森 順造君
柳川 定秋君	木村小左衛門君	多賀 安郎君	竹山祐太郎君
菊池 豊君	北村徳太郎君	豊澤 豊雄君	内藤 友明君
久保 猛夫君	栗田 英男君	野本 品吉君	萩原 壽雄君
小坂善太郎君	小島 徹三君	早川 崇君	船田 享二君
小林 運美君	小松 勇次君	松原 一彦君	松本 龍蔵君
五坪 茂雄君	佐伯 宗義君	的場金右衛門君	三木 武夫君
坂口 主税君	櫻内 義雄君	谷口 武雄君	受田 新吉君
志賀健次郎君	椎熊 三郎君	山口 武秀君	
鈴木 親平君	鈴木彌五郎君	青柳 高一君	東 舜英君
關根 久藏君	岡田 直君	井上 知治君	小野瀬忠兵衛君
田中源三郎君	高岡 忠弘君	尾崎 末吉君	生越 三郎君
高橋 長治君	竹田 儀一君	大上 司君	工藤 鐵男君
武田 キヨ君	橘 直治君	佐々木秀世君	佐藤 通吉君
岡司 安正君	坪川 信三君	幣原喜重郎君	庄 忠人君
寺島隆太郎君	若米地義三君	幣原喜重郎君	田中 角榮君
中垣 國男君	中曾根康弘君	千賀 康治君	中村 嘉壽君
中野 寅吉君	中村 俊夫君	中嶋 勝一君	根本龍太郎君
長野重石エ門君	並木 芳雄君	成島 徳子君	原 孝吉君
西山富佐太君	長谷川政友君	原 健三郎君	本間 俊一君
原 彪君	一松 定吉君	平澤 長吉君	

否とする議員の氏名

青柳 高一君	東 舜英君
井上 知治君	小野瀬忠兵衛君
尾崎 末吉君	生越 三郎君
大上 司君	工藤 鐵男君
佐々木秀世君	佐藤 通吉君
幣原喜重郎君	庄 忠人君
幣原喜重郎君	田中 角榮君
千賀 康治君	中村 嘉壽君
中嶋 勝一君	根本龍太郎君
成島 徳子君	原 孝吉君
原 健三郎君	本間 俊一君
平澤 長吉君	

八木 一郎君	山本 猛夫君	富田 照君	富永格五郎君
青木 孝義君	淺利 三朗君	吉米地英俊君	中島 守利君
有田 二郎君	伊藤 郷一君	中野 武雄君	仲内 憲治君
石原 圓吉君	泉山 三六君	夏堀源三郎君	西村 久之君
磯崎 貞序君	今村 忠助君	野原 正勝君	花村 四郎君
今村長太郎君	岩本 信行君	林 讓治君	原 侑君
植原悦二郎君	内海 安吉君	樋貝 詮三君	平井 義一君
江崎 眞澄君	小笠原八十美君	平島 良一君	廣川 弘禪君
小川原政信君	小澤佐重喜君	深津玉一郎君	福永 一臣君
大石 倫治君	大内 一郎君	淵上房太郎君	古島 義英君
大瀧代司君	大野 伴陸君	星島 二郎君	木田 英作君
大村 清一君	岡井藤志郎君	本多 市郎君	益谷 秀次君
岡村利右衛門君	奥村 竹三君	増田甲子七君	松浦 榮君
加藤隆太郎君	花月 純誠君	松崎 朝治君	三浦寅之助君
鍛冶 良作君	角田 幸吉君	水田三喜男君	水谷 昇君
柏原 善則君	片岡伊三郎君	宮崎 靖君	明禮輝三郎君
上林山榮吉君	川橋豊治郎君	村上 勇君	村上 清治君
神田 博君	木村 公平君	森 幸太郎君	森 直次君
菊池 義郎君	北浦圭太郎君	梁井 淳二君	山口喜久一郎君
倉石 忠雄君	栗山長次郎君	山口 好一君	山口六郎次君
小暮藤三郎君	小峰 柳多君	山崎 猛君	山名 義芳君
近藤 鶴代君	佐々木盛雄君	山村新治郎君	吉田 茂君
佐瀬 昌三君	坂田 道太君	若松 虎雄君	渡邊 良夫君
坂本 實君	重富 卓君	亘 四郎君	石原 登君
渡谷雄太郎君	島村 一郎君	織田 正信君	大神 善吉君
庄司 一郎君	白井 佐吉君	小西 寅松君	田中 久雄君
周東 英雄君	鈴木里一郎君	外崎千代吉君	中村元治郎君
鈴木 仙八君	鈴木 正文君	前田 正男君	河口 陽一君
世耕 弘一君	關内 正一君	北 二郎君	高倉 定助君
田口助太郎君	田村 虎一君	綱島 正興君	寺崎 覺君
多田 勇君	高橋 英吉君	中村 寅太君	大村 榮君
竹尾 式君	塚田十一郎君	徳田 球一君	野坂 參三君
辻 寛一君	圓谷 光衛君	林 百郎君	降旗 徳弥君

古賀喜太郎君

○議長(松岡駒吉君) 次に、修正部分を除いた原案につき採決いたします。修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて修正部分を除いた原案は可決されました。(拍手)

これにて臨時石炭鉱業管理法案は議了いたしました。(拍手)

○安平座一君 議事日程はこれを延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後九時三十分散会

出席國務大臣

商工大臣 水谷長三郎君

出席政府委員

内閣官房次長 龍川 末一君

内閣官房次長 曾禰 益君

法制局長官 佐藤 達夫君

頁	段	行	誤	正
六三六	四	一四	價額	價格
六三九	二	二三	混同	混合
六四二	三	五	得ないで	經ないで
六四三	四	二〇	受遺者	受贈者
六四四	一	一	勵きまし	勵きまし
六五一	二	一六	會計の	會計と
六五二	一	八	報告に	報告は